

指定場所における喫煙・裸火使用・ 危険物品持込みに関する審査基準

さいたま市消防局



さいたま市PRキャラクター
つなが竜ヌウ

【目次】

第1章	総則	3
1	目的	4
2	用語	4
3	基準の適用範囲	5
第2章	指定場所	6
1	指定場所の用途の取扱い	7
2	床面積の算定	11
3	承認単位	16
第3章	禁止行為	18
第1	喫煙	19
第2	裸火使用	22
第3	危険物品持込み	24
第4	標識の設置	28
第5	禁止行為の制止	31
第4章	指定場所ごとの審査基準	32
第1	劇場等（劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場）	34
第2	飲食店等（飲食店、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール）	42
第3	百貨店等（百貨店、スーパーマーケット等）	48
第4	屋内展示場	57
第5	重要文化財等	64
第6	旅館、ホテル、宿泊所	68
第7	映画スタジオ、テレビスタジオ	70
第8	自動車車庫、駐車場	75
第9	地下街	77
第10	高さ100m以上の建築物	79
第11	車両の停車場、船舶若しくは航空機の発着場	81
第5章	参考資料	83
第1	申請・審査手続き	85
第2	申請書記載例	88
第3	関係法令	93

第1章 総則

第1章 総則

1 目的

この基準は、さいたま市火災予防条例（平成13年さいたま市条例第281号）第33条に規定する喫煙等の規制について、条例解釈及び運用を明確にし、本市における審査事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

2 用語

この基準における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「法」とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 「政令」とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 「省令」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (4) 「危政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (5) 「危省令」とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- (6) 「条例」とは、さいたま市火災予防条例（平成13年さいたま市条例第281号）をいう。
- (7) 「規則」とは、さいたま市火災予防規則（平成13年さいたま市規則第244号）をいう。
- (8) 「規程」とは、さいたま市火災予防規程（平成15年消防局告示第1号）をいう。
- (9) 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (10) 「建基政令」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (11) 「火取法」とは、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）をいう。
- (12) 「火取省令」とは、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）をいう。
- (13) 「高压法」とは、高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）をいう。
- (14) 「高压政令」とは、高压ガス保安法施行令（平成9年政令20号）をいう。
- (15) 「指定場所」とは、条例第33条第1項各号に掲げる場所のうち、規程第15条に規定する防火対象物又はその部分をいう。
- (16) 「禁止行為」とは、指定場所において、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込む行為をいう。
- (17) 「解除承認」とは、規則第6条に規定する禁止行為の解除承認の申請に対し、消防長がその内容を審査し、承認することをいう。
- (18) 「承認単位」とは、一の申請により禁止行為の解除承認ができる場所の単位をいう。
- (19) 「裸火」とは、炎、火花又は外部に露出した発熱部であって、可燃物が触れた場合に瞬時に着火するおそれのあるものをいう。
- (20) 「火気使用設備器具等」とは、条例第3条から第17条まで及び第22条並びに第27条から第31条までに定める設備等又は器具その他これらに類するものをいう。
- (21) 「危険物品」とは、条例第33条第1項に規定する火災予防上危険な物品をいい、規程第16条各号に規定するもののうち、通常携帯する軽易なもの以外をいう。
- (22) 「危険物」とは、法第2条第7項に規定する物品をいう。
- (23) 「令8区画」とは、政令第8条各号に規定する区画をいう。
- (24) 「防火区画」とは、建基政令第112条第1項に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は同項に規定する特定防火設備である防火戸（常時閉鎖式又は感知器連動のものに限る。）で区画され、かつ、同条第20項及び第21項で定める措置が講じられているものをいう。

第1章 総則

- (25) 「不燃区画」とは、不燃材料（建基法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根）又は防火戸（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）で区画され、かつ、建基政令第112条第20項及び第21項で定める措置が講じられているものをいう。

3 基準の適用範囲

- (1) この基準は、令和7年4月1日から適用するものとする。
- (2) この基準の適用の際、現に解除承認を受けている禁止行為については、この基準にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- (3) この基準の適用の際、現に指定場所に該当しないものとして管轄消防署長の確認を受けている百貨店等の加工場等（陳列販売部分に隣接する食料品の加工場及び各種物品の加工修理コーナーをいう。）については、第4章第3. 1(2)の基準にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

第2章 指定場所

1 指定場所の用途の取扱い

(1) 指定場所の用途判定にあたっては、政令別表第一に掲げる防火対象物の用途にかかわらず、原則として、防火対象物の各部分の使用形態が次表に掲げる規制用途に該当するか否かによって判断すること。

なお、「令別表第一に掲げる防火対象物の取り扱いについて（昭和50年消防予第41号・消防安第41号。以下「41号通知」という。）」の運用により、主たる用途に供される部分の従属的な部分と認められる場合であっても、当該従属的な部分が指定場所に該当する規制用途部分である場合にあっては、独立した規制用途部分としてみなすものとする。

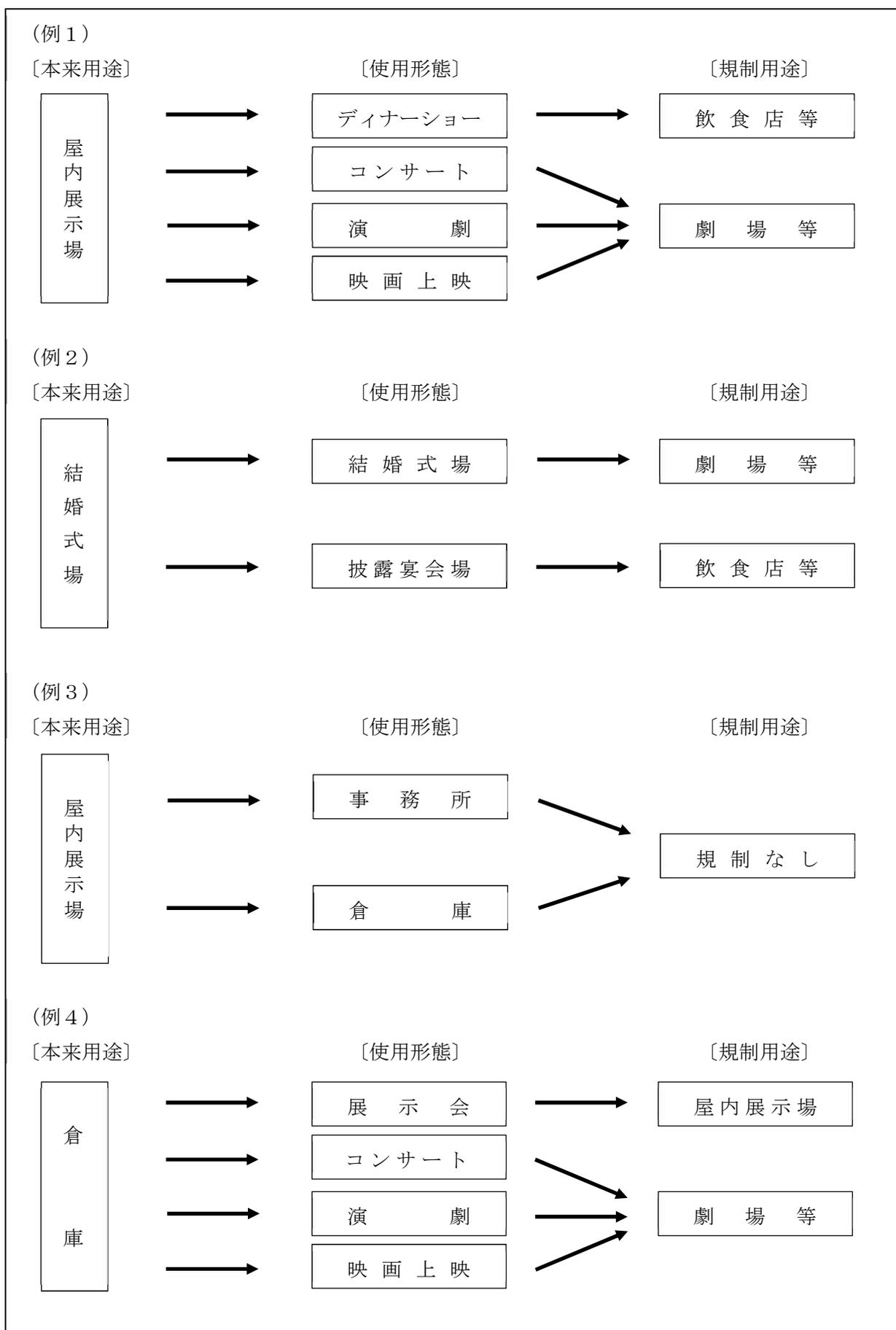
表 指定場所と禁止行為の種類

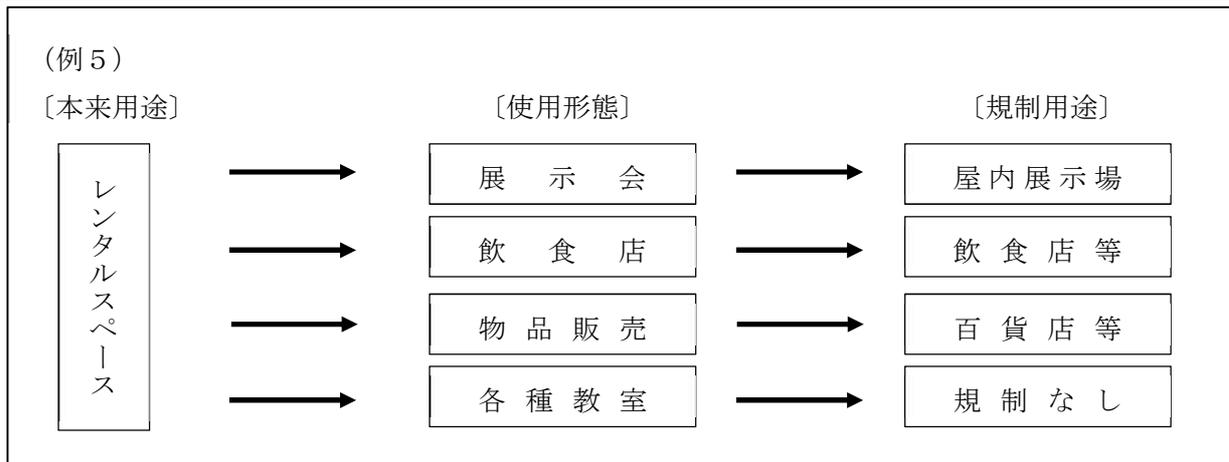
	指 定 場 所		禁 止 行 為 の 種 類		
	規制用途	規制範囲	喫 煙	裸火使用	危険物品 持込み
1	劇場等 (劇場、映画館、 演芸場、観覧場、 公会堂、集会場)	舞台	△	△	△
		客席	×	△	△
		公衆の出入りする部分	—	—	△
2	飲食店等 (飲食店、キャバレー、 カフェー、ナイトクラ ブ、ダンスホール)	舞台	△	△	△
		公衆の出入りする部分	—	—	△
3	百貨店等 (百貨店、スーパー マーケット等)	売場	×	△	△
		通常顧客の出入りする部分	×	△	△
4	屋内展示場	公衆の出入りする部分	×	△	△
5	重要文化財等	建造物の内部	△	△	△
		建造物の周囲	×	△	△
6	旅館、ホテル、宿泊所	催物の行われる部分	行われる催物に応じて規制が異なる		
7	映画スタジオ、 テレビスタジオ	撮影用セットを設ける部分	△	△	△
8	自動車車庫、 駐車場	駐車のために供する部分	×	×	—
9	地下街	売場	×	△	△
10	高さ100m以上 の建築物	公衆の通行の用に 供する部分	×	×	×
11	車両の停車場、 船舶・航空機の発着場	旅客の乗降又は待合いの 用に供する部分	—	—	△

「—」 禁止行為に該当しない（解除承認不要）

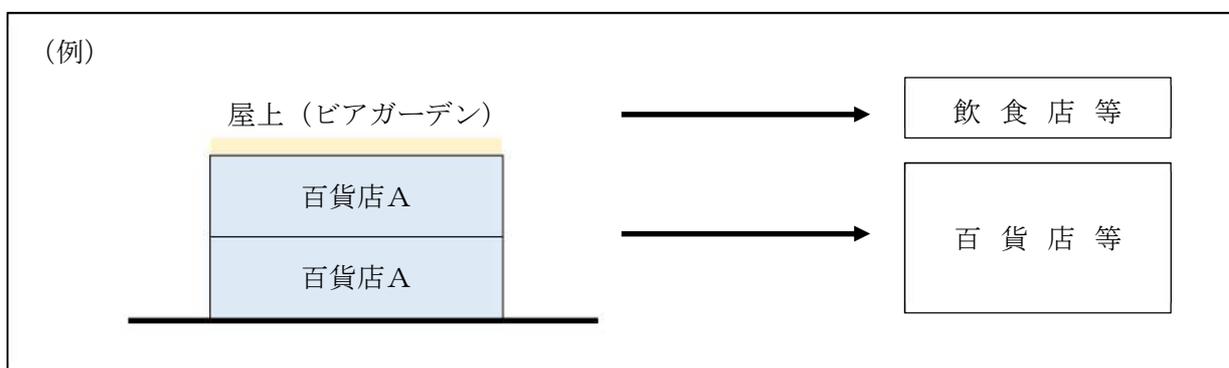
「△」 禁止行為に該当（解除承認可）

「×」 禁止行為に該当（解除承認不可）



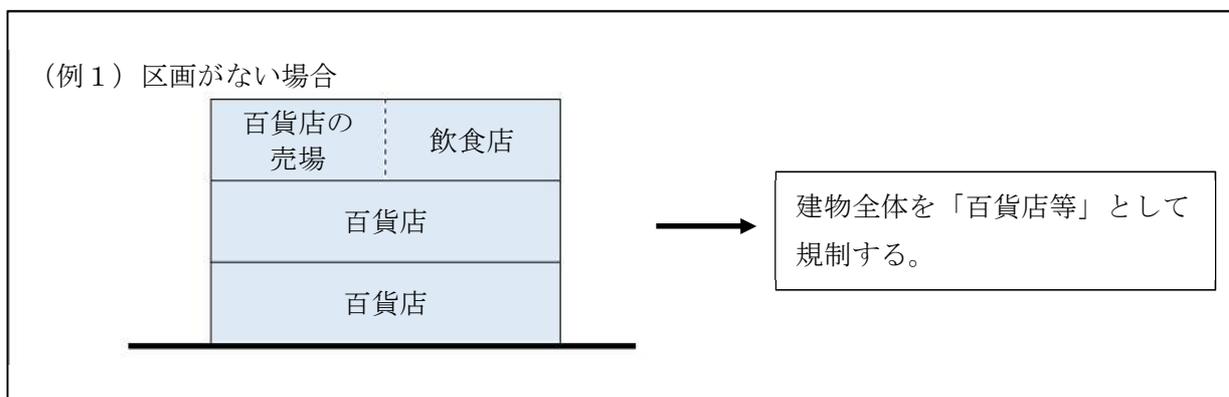


(2) 防火対象物の屋上部分の使用形態が指定場所の規制用途に該当する場合は、規制対象となる。



(3) (1)にかかわらず、百貨店等の売場と隣接する飲食店等部分が存する場合であって、令8区画、防火区画又は不燃区画がなされていない場合には原則として当該飲食店等部分は「百貨店等」として規制するものとする。

ただし、飲食店等と同一階に存する百貨店等の床面積の合計が300㎡未満であり、かつ、百貨店等の床面積の合計が当該階の床面積の10%未満である場合は、当該飲食店等部分は「飲食店等」として規制するものとする。



(例2) 区画がある場合



百貨店の売場と飲食店との間に区画があるため、当該飲食店は「飲食店等」として規制する。

(例3) 区画がない場合

(百貨店の事務所等に隣接する場合)

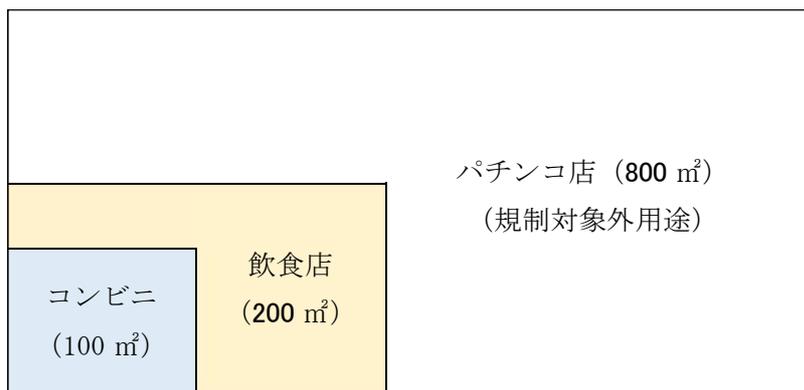


百貨店の事務所等は指定場所(売場)に該当しないため、当該飲食店は「飲食店等」として規制する。

(例4) ただし書きの場合



【断面図】



【1階 平面図】

※ 例図の場合、建物全体で「百貨店等」の床面積の合計が1,000 m²以上であるため、1階のコンビニ部分も「百貨店等」として規制を受ける。この場合、コンビニに隣接する飲食店も原則として「百貨店等」として規制を受けるが、コンビニ部分の床面積が300 m²未満であり、かつ、1階の床面積の10%未満であるため、隣接する飲食店は「飲食店等」として規制する。

2 床面積の算定

指定場所に該当する防火対象物又はその部分の床面積の算定方法は、次によること。

ただし、令8区画されている場合は、当該区画ごとに床面積を算定することができる。

(1) 一の防火対象物内に複数の百貨店等が存する場合は、当該用途部分の床面積を合算する。

(例1)

百貨店A (600 m ²)
百貨店B (600 m ²)
銀行 (600 m ²)

百貨店A及び百貨店Bの床面積を合算し、1,000 m²以上となるため、百貨店A及び百貨店Bの売場及び通常顧客の出入りする部分は指定場所として規制を受ける。

(例2)

政令第8条第1号の基準に適合する
開口部のない耐火構造の壁

百貨店A (500 m ²)	
百貨店A (500 m ²)	
百貨店A (500 m ²)	百貨店B (500 m ²)

百貨店Aと百貨店Bは、相互に令8区画されているため、床面積は合算せず、百貨店Bは規制対象外となる。

(例3)

政令第8条第2号の基準に適合する
渡り廊下等

百貨店A (500 m ²)		
百貨店A (500 m ²)	渡り廊下 (50 m ²)	百貨店B (495 m ²)
百貨店A (500 m ²)		百貨店B (495 m ²)

百貨店Aと百貨店Bは、渡り廊下等により、相互に令8区画されているため、床面積は合算しない。ただし、渡り廊下等部分の床面積は按分して加算した上で、1,000 m²以上となるか否かを判断するため、上図の場合、百貨店A、Bそれぞれが規制対象となる。

百貨店A (1,500 m²) : 百貨店B (990 m²) = 60.2% : 39.8%

百貨店A (1,500 m²) + 渡り廊下 (50 m²) × 60.2% = 1,530.1 m² ≥ 1,000 m²

百貨店B (990 m²) + 渡り廊下 (50 m²) × 39.8% = 1,009.9 m² ≥ 1,000 m²

(2) 一の防火対象物内に複数の飲食店等が存する場合は、店舗ごとに公衆の出入りする部分の床面積を算定する。

なお、複数階にまたがる同一店舗は原則として床面積を合算するが、階ごとに防火区画されている場合は、当該区画ごとに床面積を算定することができる。

(例1)

飲食店A [90 m ²]	飲食店B [150 m ²]
飲食店C [120 m ²]	

[] : 公衆の出入りする部分の床面積

防火対象物内に複数の飲食店等が存する場合は、店舗ごとに床面積を算定し、規制すること。

左図の場合、飲食店B、Cの公衆の出入りする部分がそれぞれ指定場所となる。

なお、飲食店に舞台がある場合は、面積に関係なく当該舞台部分が指定場所として規制を受ける。

(例2)

飲食店D [100 m ²]	
飲食店A [50 m ²]	飲食店C [50 m ²]
飲食店A [50 m ²]	飲食店B [50 m ²]

[] : 公衆の出入りする部分の床面積

左図の場合、飲食店A及び飲食店Dの公衆の出入りする部分が指定場所として規制を受ける。

なお、飲食店Aは1、2階間で防火区画されていれば、規制対象外とすることができる。

- (3) 一の防火対象物内に複数の自動車車庫又は駐車場が存する場合は、階ごとに床面積を算定する。
 なお、令8区画された自動車車庫又は駐車場にあっては、当該区画ごとに床面積を算定することができる。

(例1)

屋上駐車場 (300 m²)
 3階駐車場 (300 m²)
 2階駐車場 (300 m²)
 1階駐車場 (300 m²)
 地下駐車場 (300 m²)

駐車場は、階ごとに床面積を算定する。
 左図の場合、1階を除く駐車場部分が規制を受ける。

【指定場所に該当する駐車場の床面積】
 地階又は
 2階以上の階 200 m²以上
 1階 500 m²以上
 屋上部分 300 m²以上
 機械式駐車場 収容台数10以上

(例2)

共同住宅
 百貨店等 共同住宅
 百貨店等 共同住宅
 地下駐車場 (150 m²) 地下駐車場 (150 m²)

↑
 令8区画

駐車場部分が令8区画されている場合は、当該区画ごとに床面積を算定する。
 左図の場合、地下駐車場は令8区画されており、それぞれの地下駐車場部分の床面積が200 m²未満となるため、規制対象外となる。

(4) 41号通知1(1) (機能従属) の運用による従属部分は主たる用途の床面積に算入する。

(例)

百貨店 (300 m ²)	
百貨店 (300 m ²)	
百貨店 (150 m ²)	百貨店の事務所・ バックヤード等 (150 m ²)
百貨店の駐車場 (300 m ²)	

百貨店の事務所・バックヤード、
駐車場等の機能従属部分の床面積を
合算し、1,000 m²以上となるため、
当該百貨店の売場及び通常顧客の出
入りする部分は「百貨店等」として
規制を受ける。
なお、地階の駐車場部分が200 m²
以上となるため、当該駐車場部分
は、「自動車車庫、駐車場」として
規制を受ける。

(5) 41号通知1(2) (みなし従属) の運用による従属部分は主たる用途の床面積に算入しない。

なお、当該従属部分が指定場所に該当する規制用途部分である場合にあっては、独立した規制用途部分として床面積を算定すること。

(例1)

百貨店 (200 m ²)	
百貨店 (100 m ²)	管理権原の異なる 事務所(100 m ²)

管理権原の異なる事務所はみなし
従属であっても百貨店の面積には算
入しない。

左図の場合、百貨店等の床面積の
合計は、1,000 m²未満となるため、
規制対象外となる。

(例2)

共同住宅(500 m ²)	
共同住宅(500 m ²)	
共同住宅(500 m ²)	
共同住宅 (350 m ²)	飲食店 (150 m ²)

飲食店部分がみなし従属となり、
防火対象物の用途は共同住宅となる
が、飲食店の公衆の出入りする部分
の床面積が100 m²以上となる場合
は、「飲食店等」として規制を受け
る。

(6) (4)、(5)にかかわらず、百貨店等の売場と隣接する飲食店等の床面積の算定については、1(3)の用途の取扱いにより、判断すること。

<p>(例1) 区画がない飲食店の場合</p>		<p>百貨店の売場と隣接する区画のない飲食店は「百貨店等」として規制するため、百貨店等の床面積に算入される。</p>
<p>左図の場合、百貨店等の床面積の合計が1,000 m²以上となるため、規制の対象となる。</p>		
<p>(例2) 区画がある飲食店の場合</p>		<p>区画された飲食店は「飲食店等」として規制するため、百貨店等の床面積に算入されない。</p>
<p>左図の場合、百貨店の床面積の合計が900 m²となるため、百貨店は規制の対象外となるが、飲食店の公衆の出入りする部分の床面積が100 m²以上となる場合は、飲食店のみ規制の対象となる。</p>		

3 承認単位

承認単位は、原則として指定場所の規制用途及び管理権原者ごととするほか、次の各号によること。

なお、この場合の管理権原者とは、防火対象物の管理について権原を有する者のほか、解除承認を受けようとする禁止行為について権原を有する者をいう。

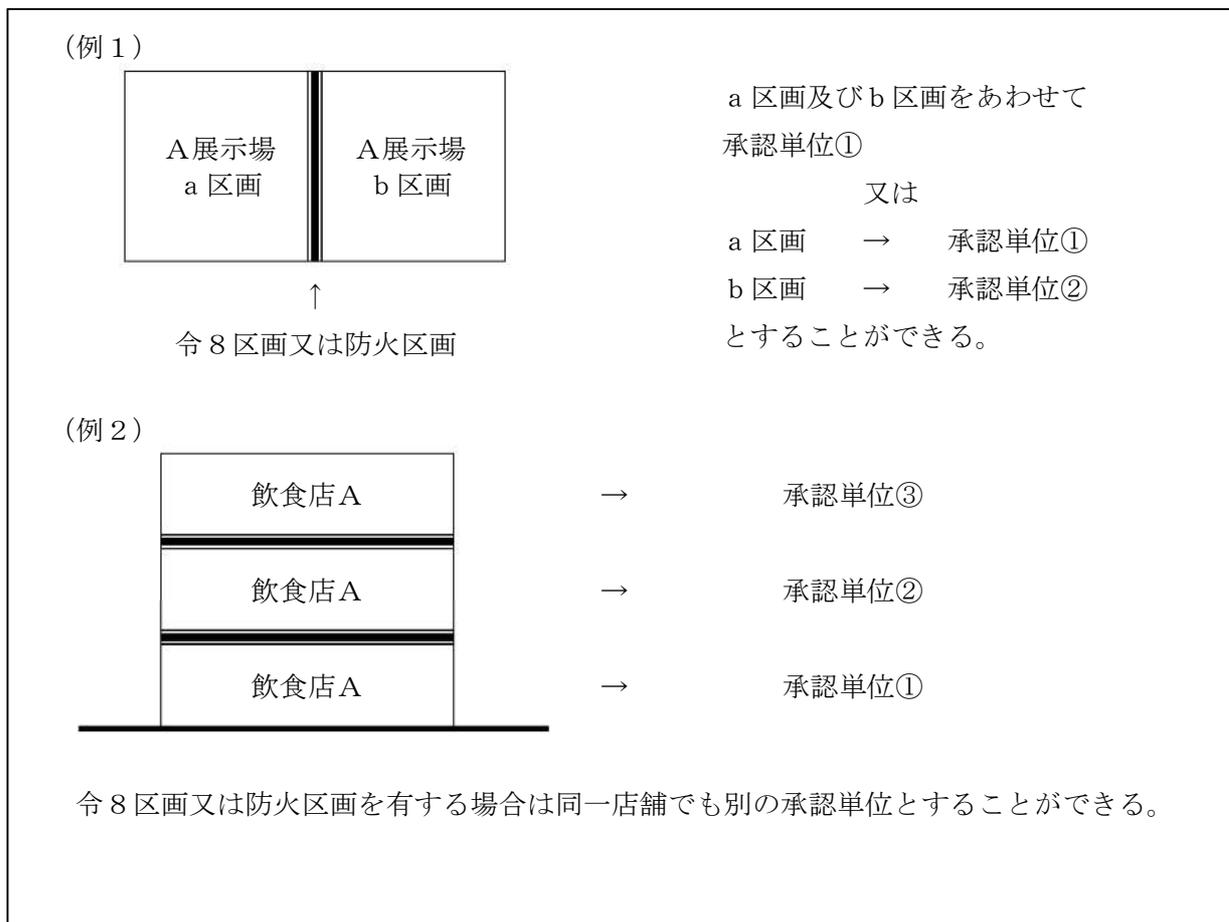
(1) 一の防火対象物に複数の規制用途部分が存する場合は、当該規制用途部分ごとに別の承認単位とする。

(例1)			
	C 劇場	→	承認単位③
	B 集会場	→	承認単位②
	A 映画館	→	承認単位①
(例2)			
	C 劇場	事務所	→ 承認単位③／規制対象外
	C 劇場	B 飲食店	→ 承認単位③／承認単位②
	A 飲食店	B 飲食店	→ 承認単位①／承認単位②

(2) 一の防火対象物の規制用途が同一であっても管理権原者が異なる場合は、それぞれ別の承認単位とする。ただし、飲食店等については、管理権原にかかわらず、店舗ごと（一の構えごと）に一の承認単位とする。

(例1)			
	百貨店B	→	承認単位②
	百貨店B	→	
	百貨店A	→	承認単位①
(例2)			
	バーC	→	承認単位③
	スナックB	→	承認単位②
	居酒屋A	→	承認単位①
※飲食店等は、管理権原者が同一であっても、店舗ごとに規制する。			

(3) 令8区画又は防火区画された部分がある場合は、その部分ごとを一の承認単位とすることができる。



第3章 禁止行為

第1 喫煙

1 喫煙の定義

喫煙とは、マッチ、ライター等でたばこに点火し、喫煙する一連の行為をいう。

従来の紙巻たばこに加え、加熱式たばこ^{※1}も規制対象とするが、電子たばこ^{※2}は規制対象外とする。

なお、喫煙以外の目的のためにマッチ、ライターに点火する行為は裸火使用に該当するが、点火していない状態で携帯する場合は、規程第16条ただし書きの規定により、危険物品から除外される。

ただし、詰替え用のライターオイル等をみだりに携行する行為は、危険物品持込みに該当する場合があるため、留意すること。

※1 「加熱式たばこ」とは、たばこの葉を使用し、燃焼させず、加熱して、たばこの成分を吸引するものをいう。

※2 「電子たばこ」とは、たばこの葉を使用せず、装置内もしくは専用カートリッジ内の液体（リキッド）を電気加熱させ、発生する蒸気を吸引するものをいう。

2 全面的に禁煙とする場合の措置

指定場所を有する防火対象物内を全面的に禁煙とする場合における条例第33条第3項第1号又は同条第5項ただし書きに規定する「消防長が火災予防上必要と認める措置」は次によること。

(1) 全面的に禁煙である旨の標識を建物の出入口等の利用者等が見やすい箇所に設置すること。

なお、当該標識の大きさ、色、文言等は任意とするが、利用者等が容易に識別できるものとする。

(2) 防火対象物内の共用部分の他、階段、廊下、トイレ等の人目につかない場所における定期的な巡回を実施すること。

(3) 全面的に禁煙である旨の定期的な案内放送を実施すること。

3 全面的に禁煙としない場合の措置

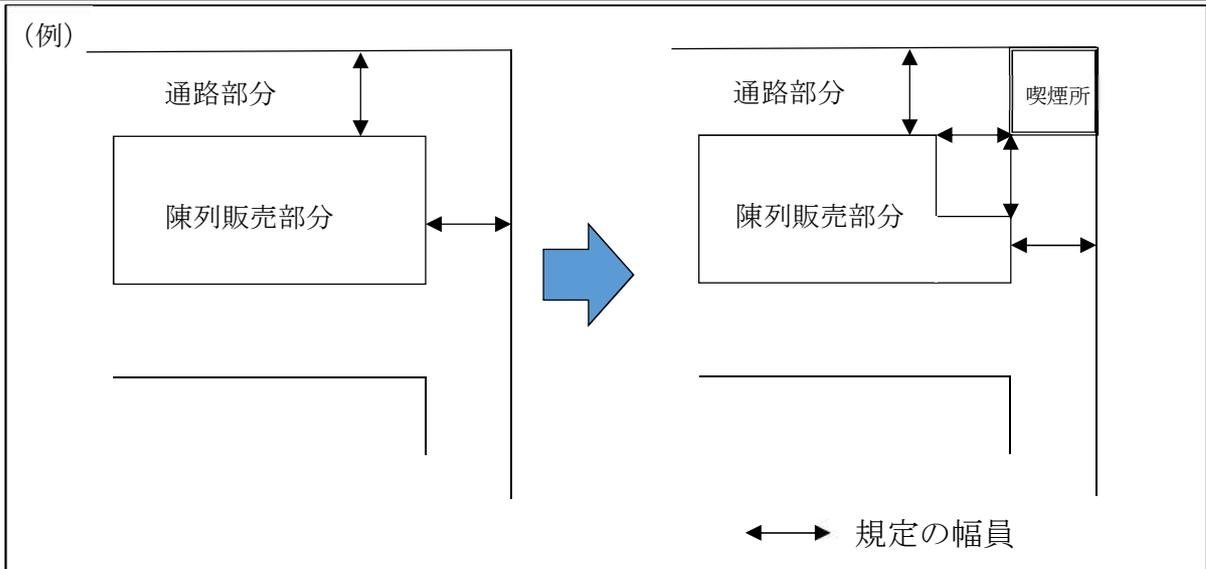
指定場所を有する防火対象物内を全面的に禁煙としない場合における条例第33条第3項第2号に規定する「適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所の設置」は次によること。

なお、当該喫煙所内における喫煙行為は、禁止行為に該当しないものとする。（条例第33条第3号に掲げる重要文化財等を除く。）

(1) 各用途共通の基準

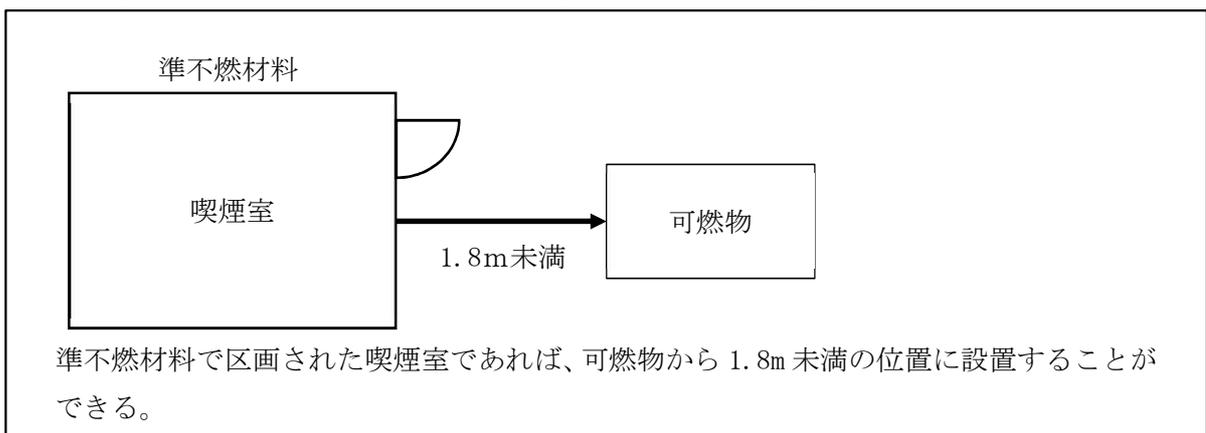
ア 設置場所及び設置個数等については、指定場所の規模、形態及び顧客の滞留状況等を勘案して判断すること。

イ 通行及び避難上支障のない位置に設けることとし、喫煙所に隣接する廊下、通路等が条例又は建築関係法令において規定される幅員を超える幅員を有していること。



ウ 可燃物の転倒落下のおそれがなく、周囲の可燃物から水平距離 1.8m 以上を確保する位置に設けること。

ただし、当該喫煙所の周囲を準不燃材料（建基政令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で防火上有効に区画した場合は、この限りでない。



エ 消防用設備等の操作障害とならない位置に設けること。

オ 喫煙所には、安定性のある不燃性の吸殻容器を設けるとともに、椅子等、喫煙に必要なもの以外は存置しないこと。

カ 喫煙所である旨が識別できるよう、規則第5条に規定する標識を設置すること。

キ 利用者に対して、案内表示及び館内放送等を活用することにより、喫煙所の周知を図ること。

ク 施設管理者と使用者が異なる場合は、施設管理者が喫煙所の設置要領及び設置基準のレイアウトを定めた上で、使用者が喫煙管理を行うこと。

(2) 指定場所ごとの設置要領

ア 劇場等

(ア) 客席及び廊下以外の場所に設けること。

(イ) 喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の 30 分の 1 以上を確保すること。

ただし、消防長が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認める

ときは、この限りでない。

イ 百貨店等

(ア) 売場以外の場所に設けること。

(イ) 売場等に直接面しない部分に設ける場合は、従業員等による監視体制を講じること。

ウ 屋内展示場

(ア) 展示ブース等の展示部分以外の場所に設けること。

(イ) 展示場の規模に応じたスペースを確保すること。

エ 映画スタジオ、テレビスタジオ

原則として、指定場所以外の場所に設けること。

ただし、映画スタジオのように、棟全体が撮影用セットを設ける部分である場合については、スタジオ内に喫煙所を設けることができる。

オ 地下街

地下道等の通行及び避難上支障のない場所に設けること。

カ 高さ 100m 以上の建築物

ロビー、展望コーナー等の公衆が利用する部分で、通行及び避難上支障のない場所に設けること。

キ 自動車車庫・駐車場

駐車のために供する部分で、通行及び避難上支障のない場所に設けること。

第2 裸火使用**1 裸火の定義**

裸火とは、炎、火花又は外部に露出した発熱部であって、可燃物が触れた場合に瞬時に着火するおそれのあるものをいう。

2 裸火に該当するもの

- (1) 火気使用設備器具等 ((3)に掲げるものを除く。)
 - ア 電気を熱源とするもの (電気こんろ、電気ストーブ等)
 - イ 気体燃料を熱源とするもの (ガスこんろ等)
 - ウ 液体燃料を熱源とするもの (石油ストーブ等)
 - エ 固体燃料を熱源とするもの (火鉢、薪ストーブ等)
- (2) 火薬類を消費するもの
 - ア 煙火
 - イ がん具煙火 (おもちゃ花火)
- (3) その他の裸火 (主として携行して使用するものをいう。)
 - ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの (グラインダー等)
 - イ ろうそく、ライター、たいまつ、トーチバーナー、その他これらに類するもの

3 裸火に該当しないもの

次に掲げるものは、裸火に該当しないものとする。

- (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具等であって、通常の使用状態で通電中であることがわかる程度に赤熱して見える発熱部が外部に露出していないもの (トースター、ドライヤー、電気オーブン等)
- (2) 電気を熱源とする火気使用設備器具等であって、外部に露出した発熱部の表面温度がおおむね400℃未満のもの (ホットプレート、IH調理器等)
- (3) 気体燃料、液体燃料又は固体燃料を熱源とする火気使用設備器具等であって、直接屋外から空気を取り入れ、かつ、排ガスその他の生成物を直接屋外へ排出する密閉式燃焼設備器具 (BF式、FF式等)

4 規制対象外となる裸火

次に掲げるものは、裸火に該当するが、規制対象外とし、解除承認を要さないものとする。

- (1) 火取省令第1条の5各号に掲げるがん具煙火のうち、クリスマスクラッカー及び平玉 (方形の紙に爆薬を点々と半球状に塗薬し、その上に薄い紙を張り付けて爆薬粒を固めたものをいう。) を消費する行為
- (2) 百貨店等において展示販売を目的として商品であるろうそく、線香等に点火する行為 (点火のためのライター、マッチ等の使用を含む。) であって、以下の条件を満たすもの
 - ア 従業員の監視のもとに使用していること。
 - イ 不燃性の容器等を使用していること。

ウ 容器等は、安定した場所に設置していること。

エ ろうそく、線香等が転倒した場合であっても、周囲に延焼しないための措置が講じられていること。

- (3) 百貨店等の売場に隣接する飲食店、美容室、マッサージ店等において使用するろうそく（可燃性固体類に限る。）、線香等に点火する行為（点火のためのライター、マッチ等の使用を含む。）であって、(2)アからエまでの条件を満たすもの

第3 危険物品持込み

1 危険物品の定義

危険物品持込みとは、規程第16条の各号に掲げる危険物品を持ち込むすべての行為をいう。

規程第16条 抜粋

条例第33条第1項に規定する火災予防上危険な物品は、次に掲げるものとする。ただし、通常携帯する軽易なものを除く。

- (1) 法別表第1に掲げる危険物
- (2) 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第2条第1号に掲げる可燃性ガス
- (3) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項に掲げる火薬類及び第2項に掲げるがん具煙火
- (4) 条例別表第8に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類

2 規制対象外となる行為

次に掲げるものは、危険物品持込みの規制対象外とし、解除承認を要さないものとする。

- (1) 飲食店等で、従業員の監視のもとにキャンドル（可燃性固体類に限る。）及び料理用固形燃料を使用する行為
- (2) 百貨店等及び地下街の売場において、次に掲げる商品を恒常的に陳列、販売する行為（販売行為の一環としてとらえる試供品又はサンプルを含む。）並びに陳列販売部分に隣接するストック場及び荷さばき場に当該商品を在庫保管する行為
 - ア 危険物に該当する製品（一の承認単位当たりの数量が、危政令別表第3に定める指定数量の5分の1未満に限る。）
 - イ 可燃性固体類及び可燃性液体類に該当する製品（一の承認単位当たりの数量が、条例別表第8に定める数量の5分の1未満に限る。）
 - ウ 高圧法の適用が除外される容器入り可燃性ガス（一の承認単位当たりの取扱いガス総質量が20kg以下に限る。）
 - エ がん具煙火で「SFマーク」（公益社団法人日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の表示）の付されているもの（一の承認単位当たりの総薬量が5kg未満に限る。）

なお、百貨店等におけるがん具煙火の取扱いは、「3 がん具煙火の取扱い」によること。
- (3) 百貨店等の売場に隣接する飲食店、美容室、マッサージ店等において使用するキャンドル（可燃性固体類に限る。）であって、以下の条件を満たすもの
 - ア 従業員の監視のもとに使用していること。
 - イ 不燃性の容器等を使用していること。
 - ウ 容器等は、安定した場所に設置していること。
 - エ 転倒した場合であっても、周囲に延焼しないための措置が講じられていること。
- (4) 百貨店等の売場に隣接する美容室、ネイルサロン等においてマニキュア、除光液、その他これらに類する製品を使用する行為
- (5) 百貨店等の売場に存する靴店、及び売場に隣接する靴修理店等において防水等を目的としてスプレー、オイル等を使用する行為

- (6) 屋内展示場で行われる危険物品の展示行為（実演を伴わず展示のみを行う場合で、商品等容器に密閉されたものに限る。）
- (7) 車両等の展示行為（運行又は稼働を伴う場合は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に定める有効な自動車検査証の交付を受けている自動車、同法第97条の3に定める届出を行っている検査対象外軽自動車その他の同法第3章に定める道路運送車両の保安基準に適合する車両に限る。）
- (8) 潤滑油等が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器を持ち込み、又は使用する行為
- (9) 可燃性固体類に該当するパラフィンからなる装飾品、美術品等を持ち込む行為
- (10) 動植物油を調理（煮沸行為（揚げ物等）を除く。）に使用する行為
- (11) 日常の清掃用にクリーナー等の危険物品を使用する行為
- (12) 日常の衛生管理用に消毒用アルコールを使用する行為（最大容量が1ℓ以下の容器に収納されたもので、必要最小限の数とする。）
- (13) 第2.4(1)に掲げるクリスマスクラッカー及び平玉を消費するために持ち込む行為

3 がん具煙火の取扱い

百貨店等におけるがん具煙火の取扱いは次によること。

- (1) 2(2)エにより百貨店等の売場において、SFマークの付されたがん具煙火を陳列販売する場合は、一の承認単位当たりの総薬量が5kg未満に限り解除承認を要さないものとしているが、その他の解除承認要件は設けていないため、百貨店等の売場に総薬量が5kg以上となるがん具煙火の陳列販売は、承認できないものであること。

(例1)

承認単位①
売場
5kg未満まで

指定場所には承認単位ごとに総薬量5kg未満まで陳列できる。
指定場所に5kg以上陳列することは、認められない。

(例2)

承認単位①
売場
5kg未満

承認単位②
売場
5kg未満

— 令8区画又は防火区画

 左図の場合、建物全体の総薬量は5kg以上となるが、令8区画又は防火区画により承認単位を別とすることができるため、解除承認は要さない。

- (2) 指定場所に該当しない部分においては、総薬量5kg以上貯蔵することができるが、総薬量5kg以上、25kg以下の範囲で貯蔵する場合は、条例第36条の規定により、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防火処理を施した覆いをしなければならない。

(例)

バックヤード (指定場所非該当) 5kg

隣接バックヤード (指定場所)

陳列販売部分 (指定場所) 2kg

陳列販売部分とバックヤードを合算して建物全体で総薬量5kg以上の貯蔵となるので、すべてのがん具煙火を不燃性の容器に収容又は不燃性の覆いをする必要がある。

なお、左図の場合、解除承認は要さない。

- (3) 総薬量の算定については、原則として第2章3に掲げる承認単位ごとに算定すること。

なお、条例第36条の適用にあたっては、原則として建物ごとに算定するが、令8区画又は防火区画を有する場合は、当該区画ごとに算定すること。

(例1) 防火区画を有さない場合

バックヤード (指定場所非該当) 1kg

隣接バックヤード (指定場所) 3kg

陳列販売部分 (指定場所) 3kg

左図の場合、条例第33条の適用については、隣接バックヤードと陳列販売部分が一の承認単位となるため、持込みは認められない。(解除承認もできない。)

条例第36条については、建物全体で適用を受ける。

(例2) 防火区画を有する場合

バックヤード (指定場所非該当) 1kg

隣接バックヤード (指定場所) 3kg

陳列販売部分 (指定場所) 3kg

——— 防火区画

左図の場合、陳列販売部分と隣接バックヤードで承認単位を別とすることができるため、解除承認を要せずに持込みが認められる。

条例第36条についても、適用されない。

(4) 総薬量 25kg を超えて貯蔵する場合は、火取法の規定によりあらかじめ都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の長）の指示を受ける必要がある。本市においては、消防局予防部査察指導課保安係が所管となるため、該当する場合は、あらかじめ協議すること。

なお、この場合においても、売場に陳列できる総薬量は 5 kg 未満に限られることに留意すること。

(例)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> バックヤード 火取法による貯蔵場所 200kg </div>		火取法による指示を受けた貯蔵場所であれば、25kg を超えて貯蔵可能だが、この場合も条例第 33 条の適用を受けるため、売場に陳列販売できる総薬量は 5 kg 未満としなければならない。 なお、条例第 36 条は 5 kg 以上 25kg 以下に限り適用されるため、左図の場合は適用されない。
隣接バックヤード（指定場所）		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 陳列販売部分（指定場所） 5 kg 未満 </div>		

第4 標識の設置

1 条例第33条第2項の規定に基づき、指定場所に設置する標識は、次のとおりとすること。

- (1) 利用者等が見やすい箇所に設置すること。
- (2) 指定場所又は指定場所を含む建物の出入口のうち、通常顧客等が利用する各出入口（通常利用しない通用口等を除く。）に設置するほか、規模及び形態に応じて指定場所内の見やすい箇所に設置すること。
- (3) 劇場等の正面舞台の側壁等に設置する「禁煙」の標識は、原則として通常の使用状態において視認できるよう設置すること。

ただし、暗転により標識が視認できなくなるものについては、次の措置を講じるものとする。

ア 館内放送等により「禁煙」の旨を周知させること

イ 関係者による喫煙行為の制止等、管理体制を確保させること

(4) 重要文化財等に設置する標識は、次の場合省略できるものとする。

ア 建造物の内部が全て指定場所の範囲から除外される場合

イ 橋、門、鳥居等の工作物で設置の必要性がないと判断した場合

2 標識の寸法、図記号等は次によること。

- (1) 規則別表に定める寸法の標識であれば、「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」の3点の規制事項について、1枚の標識にまとめて表示することができるものとする。
- (2) 標識に表示する文字、図記号等の寸法は、利用者が容易に読み取れる大きさとすること。
- (3) その他図記号の配置等については、次表を参考とすること。

標識の例（標識中の図記号は、J I S規格Z 8 2 1 0によるもの。）

<p>禁 煙</p>	<p>← 50cm 以上 →</p>  <p>25cm 以上</p>	<p>地 赤色 文字 白色</p>
<p>裸火使用禁止</p>	<p>← 50cm 以上 →</p>  <p>25cm 以上</p>	<p>図記号部分 地 白色 円形・斜線 赤色 図記号 黒色</p>
<p>危険物品持込み 厳 禁</p>	<p>← 50cm 以上 →</p>  <p>25cm 以上</p>	<p>地 赤色 文字 白色</p>
<p>禁 煙 裸火使用禁止 危険物品持込み 厳 禁</p>	<p>← 50cm 以上 →</p>  <p>25cm 以上</p>	<p>地 赤色 文字 白色 図記号部分 地 白色 円形・斜線 赤色 図記号 黒色</p>

※ 令和5年7月13日施行の条例改正により、図記号による標識を設けるときは、国際標準化機構が定めた規格（ISO規格）又は日本産業規格（JIS規格）に適合するものとされた。

なお、改正前条例別表に規定していた図記号についても旧JIS規格を準用したものとなっていたため、大きな違いはない。

また、改正附則において、現に設置されている標識については、従前の例によるものとされていることから、新たに設置し直す必要はないが、経年劣化等により記載内容が不鮮明である場合等は現行基準に適合する標識に改修すること。

※ 上記の例によるほか、多言語表記を含むもの、危険物品持込み厳禁に係る図記号が用いられたものを使用しても差し支えない。

標識の設置場所例

指定場所	標 識	設 置 箇 所
劇場等	禁煙	・客席の入口 ・舞台の入口 ・正面舞台の側壁、柱等
	火気厳禁	・舞台の入口 ・客席の入口
	危険物品持込み厳禁	・入場者用入口
飲食店等	禁煙	・舞台入口
	火気厳禁	
	危険物品持込み厳禁	・店の入口
百貨店等	禁煙	・顧客用の入口 ・入場者用の入口 ・利用者用の入口
	火気厳禁	
	危険物品持込み厳禁	
屋内展示場	禁煙	・顧客用の入口 ・入場者用の入口 ・利用者用の入口
	火気厳禁	
	危険物品持込み厳禁	
重要文化財等	禁煙	・顧客用の入口 ・入場者用の入口 ・利用者用の入口
	火気厳禁	
	危険物品持込み厳禁	
映画スタジオ、 テレビスタジオ	禁煙	・スタジオの入口
	火気厳禁	
	危険物品持込み厳禁	
自動車車庫、駐車場	禁煙	・自動車車庫の入口 ・駐車場の入口 ・利用者の入口
	火気厳禁	
地下街	禁煙	・顧客用の入口 ・入場者用の入口 ・利用者用の入口
	火気厳禁	
	危険物品持込み厳禁	
高さ 100m 以上の建築物	禁煙	・入場者用の入口 ・利用者用の入口
	火気厳禁	
	危険物品持込み厳禁	
車両の停車場、船舶 若しくは航空機の発着場	危険物品持込み厳禁	・入場者用の入口 ・利用者用の入口

第5 禁止行為の制止

条例第33条第7項の禁止行為の制止については、指定場所の関係者が積極的に管理するとともに、場内放送等の活用を自主的に行うこと。

条例第33条第7項 抜粋

第1項の消防長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

第4章 指定場所ごとの審査基準

第1 劇場等

第1 劇場等（劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場）

1 指定場所の概要

(1) 劇場等の定義

劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（以下「劇場等」という。）等、客席を設けて各種の興行*を行う場所を指し、原則として施設、興行の規模の大小にかかわらず規制の対象となる。

なお、劇場等以外の建物を利用して一時的に劇場等として利用する場合も規制の対象となり、興行場法（昭和23年法律第137号）の適用の有無は問わないことに留意すること。

* 「興行」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸、見せ物等の鑑賞、観戦を主な目的とし、観客を集める催事を指すが、営利性の有無は問わない。

(2) 規制対象外となるものの例

次に掲げるものは興行にはあたらないものとし、規制の対象外とする。

ア 自治会館等において主として自治会員のみを対象とした催しを行う場合

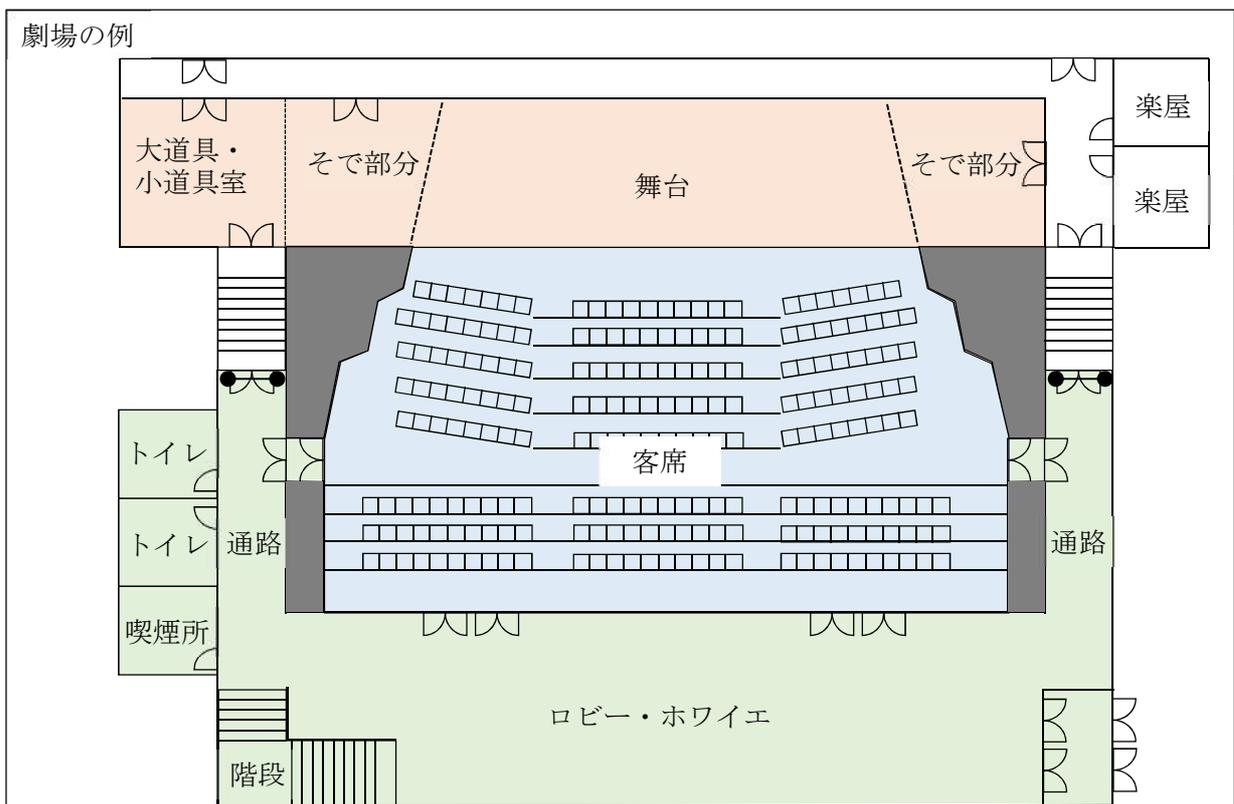
イ 自治会館、公民館等に設置された和室において茶道教室（体験を含む）を行う場合

(3) 指定場所の範囲

ア 舞台は、舞台、ステージ、奈落、そで部分のほか、これらに接続した大道具室及び小道具室を含むものとする。

イ 客席は、いす席、座り席、立席等の客席部分及び客席内の通路部分とする。

ウ 公衆の出入りする部分は、ア、イ以外の客が使用する部分で、ホワイエ、ロビー、廊下、通路、階段、トイレ等の部分とする。



2 解除承認の可否

指定場所ごとの禁止行為解除承認の可否は下表による。

指定場所		禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品 持込み
劇場等	舞台		△	△	△
	客席		×	△	△
	公衆の出入り する部分		—	—	△

「—」禁止行為に該当しない（解除承認不要） 「△」禁止行為に該当（解除承認可）

「×」禁止行為に該当（解除承認不可）

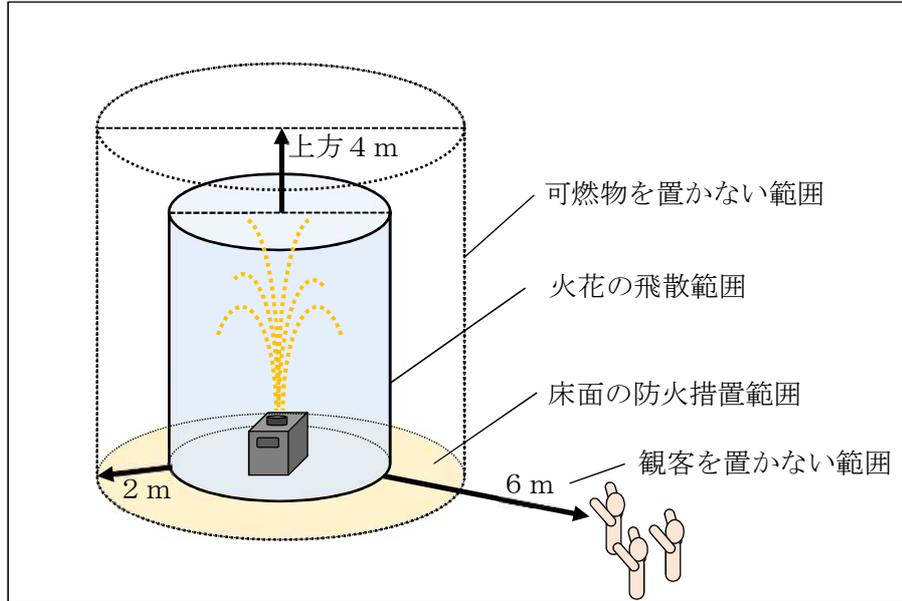
3 解除承認基準

指定場所および禁止行為の区分に応じた解除承認基準は下表による。

指定場所	禁止行為	解除承認基準																													
	喫煙	1 演出上必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 従業員等による監視、消火等の体制を講じること。 4 消火器具を次に掲げる基準により設けること。 なお、消防法に基づき設置されている消火器具が、申請行為に対して有効に使用できる場合については、新たに設置する必要はないものとする。 (1) 禁止行為の内容を勘案し、消火適応性があるものを有効な位置に配置すること。 (2) 消火能力単位は、2以上とする。																													
舞台	裸火使用	1 共通事項 (1) 演出上必要なものに限ること。 (2) 周囲及び上方の可燃物から、次に掲げる距離を確保すること。 ア 条例第3条第1項第1号の適用を受けるものにあつては、当該基準に定める距離以上の距離 イ ア以外のものにあつては、火炎の最大となる長さ及び幅に応じて次に掲げる距離以上の距離 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="6">火炎の幅</th> </tr> <tr> <th>40cm 以内</th> <th>50cm 以内</th> <th>60cm 以内</th> <th>70cm 以内</th> <th>80cm 以内</th> <th>100cm 以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">火炎の 長さ</td> <td>20cm 以内</td> <td colspan="4">100cm</td> <td colspan="2">150cm</td> </tr> <tr> <td>20cm 超 40cm 以内</td> <td>100cm</td> <td>150cm</td> <td>200cm</td> <td>250cm</td> <td>300cm</td> <td>350cm</td> </tr> </tbody> </table> ウ ア又はイにより難しい場合にあつては、実験等により安全が確認されている距離以上の距離であつて消防長が認める距離 (3) 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。 (4) 従業員等による監視、消火等の体制を講じること。 (5) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置を講じること。 (6) 消火器具を次に掲げる基準により設けること。			火炎の幅						40cm 以内	50cm 以内	60cm 以内	70cm 以内	80cm 以内	100cm 以内	火炎の 長さ	20cm 以内	100cm				150cm		20cm 超 40cm 以内	100cm	150cm	200cm	250cm	300cm	350cm
		火炎の幅																													
		40cm 以内	50cm 以内	60cm 以内	70cm 以内	80cm 以内	100cm 以内																								
火炎の 長さ	20cm 以内	100cm				150cm																									
	20cm 超 40cm 以内	100cm	150cm	200cm	250cm	300cm	350cm																								

舞台	裸火使用	<p>なお、消防法に基づき設置されている消火器具が、申請行為に対して有効に使用できる場合については、新たに設置する必要はないものとする。</p> <p>ア 禁止行為の内容を勘案し、消火適応性があるものを有効な位置に配置すること。</p> <p>イ 消火能力単位は、2以上とする。</p>																				
		<p>2 電気を熱源とする火気使用設備器具等を使用する場合は、1によること。</p> <p>3 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具等を使用する場合は、1によるほか、次によること。</p> <p>(1) ガスライター又はカートリッジ式のものに限ること。</p> <p>(2) 可燃性のガスが滞留するおそれのない場所で使用すること。</p> <p>4 液体燃料を熱源とする火気使用設備器具等を使用する場合は、1によるほか、次によること。</p> <p>(1) 危険物は、引火点が40℃以上、かつ、1回の公演につき、一の機器当たりの消費量が100ml以内であること。</p> <p>(2) 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じること。</p> <p>(3) 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さがおおむね次に掲げる長さ以内であること。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">舞台部の空間の高さ</th> </tr> <tr> <th>8 m 未満</th> <th>8 m 以上 10m 未満</th> <th>10m 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>火炎の長さ</th> <td>20cm</td> <td>30cm</td> <td>40cm</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 燃焼の炎は、安定継続するものであること。</p> <p>5 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具等を使用する場合は、1によるほか、次によること。</p> <p>(1) 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さがおおむね次に掲げる長さ以内であること。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">舞台部の空間の高さ</th> </tr> <tr> <th>8 m 未満</th> <th>8 m 以上 10m 未満</th> <th>10m 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>火炎の長さ</th> <td>20cm</td> <td>30cm</td> <td>40cm</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 燃焼の炎は、安定継続するものであること。</p> <p>(3) 燃焼に際し、火の粉が発生しないこと。</p> <p>6 火薬類（噴き出し煙火に限る。）を消費する場合は、1によるほか、次によること。</p> <p>(1) 実験等により特性が確認されたものであること。</p> <p>(2) 煙火は、固定して消費すること。</p> <p>(3) 飛散した火花が瞬時に燃え尽きるものであること。</p> <p>(4) 火花の飛散範囲内に演技者等がないこと。</p> <p>(5) 火花の飛散範囲から6 m以内に観客がないこと。</p> <p>(6) 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2 mの床面を防火性能を有する材料で防火上有効に覆うこと。</p> <p>(7) 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方4 m及び周囲2 m以内には、可燃物を置かないこと。</p>		舞台部の空間の高さ			8 m 未満	8 m 以上 10m 未満	10m 以上	火炎の長さ	20cm	30cm	40cm		舞台部の空間の高さ			8 m 未満	8 m 以上 10m 未満	10m 以上	火炎の長さ	20cm
	舞台部の空間の高さ																					
	8 m 未満	8 m 以上 10m 未満	10m 以上																			
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm																			
	舞台部の空間の高さ																					
	8 m 未満	8 m 以上 10m 未満	10m 以上																			
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm																			

- (8) 消費中の煙火は、移動しないこと。
- (9) 煙火消費後、排煙の措置を講じること。
- (10) 消火器を増設するほか、必要に応じて固定消火設備（人的に使用するものに限る。）が使用できる体制を講じること。
- (11) 火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。
- (12) 火花を斜めに噴き出す煙火にあっては、噴き出し角を水平方向に対して45度以上とすること。



舞台

裸火使用

7 火薬類（噴き出し煙火を除く。）を消費する場合は、1によるほか、次によること。

- (1) 飛散した火花が床面に落下する前に燃え尽きるものであること。
- (2) 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さがおおむね次表の長さ以内であること。

	舞台部の空間の高さ		
	8 m 未満	8 m 以上 10m 未満	10m 以上
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm

- (3) 煙火は、釘、ボルト、重石等により固定して消費すること。（拳銃等の形態による消費を除く。）
 - (4) 飛しょうする煙火は、認められないこと。
 - (5) 火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。
 - (6) 0.1gを超える火薬類の消費は、同時に10個以下とすること。
- 8 金属粉末を電気加熱して火花を放出する演出効果装置を使用する場合は、1（(2)を除く。）によるほか、次によること。
- (1) 火花の飛散範囲内に演技者等がないこと。
 - (2) 火花の飛散範囲の1m以内に観客がないこと。
 - (3) 火花の飛散範囲内に可燃物を置かないこと。
 - (4) 火花の飛散範囲内の床面を防火性能を有する材料で防火上有効に覆うこと。

<p>舞台</p>	<p>裸火使用</p>	<div data-bbox="496 226 1396 678" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>火花の飛散範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・演技者がいない ・可燃物を置かない ・床面の防火措置 <p>観客を置かない範囲</p> <p>1 m</p> </div> <p>9 その他の裸火を使用する場合は、1によるほか、次によること。</p> <p>(1) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2m以内であること。</p> <p>(2) 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さがおおむね次表の長さ以内であること。</p> <table border="1" data-bbox="555 887 1410 1072" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">舞台部の空間の高さ</th> </tr> <tr> <th>8 m 未満</th> <th>8 m 以上 10m 未満</th> <th>10m 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>火炎の長さ</th> <td>20cm</td> <td>30cm</td> <td>40cm</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 瞬間的に燃焼する炎の大きさは、必要最小限とすること。</p> <p>10 直接屋外に開放された場所における使用については、特性、性能が確認できるものであって、演出上必要最小限の範囲内であること。</p>		舞台部の空間の高さ			8 m 未満	8 m 以上 10m 未満	10m 以上	火炎の長さ	20cm	30cm	40cm
		舞台部の空間の高さ											
8 m 未満		8 m 以上 10m 未満	10m 以上										
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm										
<p>危険物品 持込み</p>	<p>1 従業員等による監視体制を講じること。</p> <p>2 消火器具を次に掲げる基準により設けること。 なお、消防法に基づき設置されている消火器具が、申請行為に対して有効に使用できる場合については、新たに設置する必要はないものとする。</p> <p>(1) 禁止行為の内容を勘案し、消火適応性があるものを有効な位置に配置すること。</p> <p>(2) 消火能力単位は、2以上とする。</p> <p>3 解除承認ができる危険物品の数量は、次によること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の100分の1未満（可燃性液体類のうち動植物油にあっては、20分の1未満）であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高压法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量1kgに相当する個数以下であること。</p> <p>(4) 火薬類（煙火に限る。） ア 火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1回の公演につき次の個数以下であること。 イ 0.1g以下のものは、60個（0.1gを超え15g以下のものを持ち込む場合は、当該個数を減じた個数とする。） ロ 0.1gを超え15g以下のものは、10個</p>												

指定場所における喫煙等の規制に関する審査基準

第4章 指定場所ごとの審査基準

第1 劇場等

舞台	危険物品 持込み	<p>イ 空間の高さが8m以上であって、スプリンクラー設備が設置されている舞台にあつては、アの個数に加えて、5g以下のものを10個まで持ち込むことができる。</p> <p>ウ 大空間（天井の高さが10m以上、かつ、床面積が7,000㎡以上の空間をいう。）にあつては、ア、イにかかわらず、1日につき次の個数以下まで持ち込むことができる。</p> <p>なお、火取省令第49条第4号の2の規定により、1回の公演単位ではなく、1日単位で個数換算することに留意すること。</p> <p>(ア) 15g以下のものは、85個（15gを超え30g以下のものを持ち込む場合は、当該個数を減じた個数とする。）</p> <p>(イ) 15gを超え30g以下のものは、35個</p> <p>（例1）火薬15g以下の煙火のみの場合、85個まで持ち込み可能。</p> <p>（例2）火薬30gの煙火を15個とした場合、火薬15g以下の煙火を70個まで持ち込み可能。</p> <p>（例3）火薬30gの煙火を35個とした場合、火薬15g以下の煙火を50個まで持ち込み可能。</p> <p>4 直接屋外に開放された場所における持込みについては、演出上必要最小限の範囲内であること。</p> <p>5 その他 煙霧発生機器（スモークマシン）に用いる発煙剤は引火点が70℃以上であること。</p>
客席	喫煙	解除承認はできない。
	裸火使用	舞台の裸火使用欄によること。 ただし、噴き出し煙火の使用は認められない。
	危険物品 持込み	舞台の危険物品持込み欄によること。
公衆の出入りする部分	喫煙	禁止行為に該当しない。
	裸火使用	禁止行為に該当しない。
	危険物品 持込み	<p>1 従業員等による監視体制を講じること。</p> <p>2 消火器具を次に掲げる基準により設けること。 なお、消防法に基づき設置されている消火器具が、申請行為に対して有効に使用できる場合については、新たに設置する必要はないものとする。</p> <p>(1) 禁止行為の内容を勘案し、消火適応性があるものを有効な位置に配置すること。</p> <p>(2) 消火能力単位は、2以上とする。</p> <p>3 解除承認ができる危険物品の数量は、次によること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表3に定める指定数量の20分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の20分の1未満（可燃性液体類のうち動植物油にあつては、4分の1未満）であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量5kgに相当する個数以下であること。</p>

4 審査基準適用上の留意点

- (1) 「瞬間的に燃焼する炎」とは、硝化綿等を燃焼した場合のものをいい、現地調査等により安全性が確認される炎の大きさとする。
- (2) 「高圧法の適用を除外される液化ガスの容器」とは、「高圧政令第2条第5項第8号の規定に基づく高圧法の適用を除外される液化ガス」に定められているものをいい、具体的にはガスライター、ガスライターの補充用ガス容器、カートリッジボンベ、エアゾール製品等が含まれるものであること。

高圧法の適用を除外される液化ガスの容器の例

			
ガスライター	ガスライターの 補充用ガス容器	カートリッジ ボンベ	エアゾール製品

高圧法が適用される液化ガスの容器の例

	
液化石油ガス容器 (ガス質量 5 kg)	液化石油ガス容器 (ガス質量 2 kg)

※ 劇場等の規制範囲においては、高圧法が適用される容器の持込みは認められない。

- (3) 「噴き出し煙火」とは、一般に「低カロリー花火」、「ローカロリー花火」又は商品名「パイロパック」と呼ばれているもので、細かい花火を噴き出す煙火のことで、火薬の粒子が細かいために、噴き出した煙火が短時間に燃え尽き、燃えかすが少ないという特徴があるものをいう。
- (4) 「舞台部の空間の高さ」とは、舞台床面から、天井部の設備等の下端部分（スノコ等）までの距離をいう。

なお、天井部の設備等の下端下方に可燃物がある場合は、舞台床面から可燃物までの高さの距離をいう。

第2 飲食店等

第2 飲食店等（飲食店、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール）

1 指定場所の概要

(1) 飲食店等の定義

飲食店等とは、飲食店、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はダンスホール等、客席を設けて客に飲食をさせる場所をいう。

なお、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の営業許可の有無は問わず、実態に応じて判断するものであること。

(2) 指定場所の範囲

ア 舞台は、客に興業を観覧させるために設けられた舞台、ステージ、奈落、そで部分のほか、これらに接続した大道具室及び小道具室が指定範囲となる。

なお、興業を行わない、客のカラオケに使用する程度の舞台は除くものとする。

イ 公衆の出入りする部分は、公衆の出入りする部分の床面積の合計が100㎡以上のものが規制対象となり、客が使用する客席、通路、階段、ホール、トイレ等の部分が指定範囲となる。

(3) 飲食店の承認単位

一の防火対象物に複数の飲食店等がある場合は、第2章3(2)により、原則として店舗ごとに一の承認単位とするものであること。

ただし、一の店舗内に令8区画又は防火区画を有する場合は、第2章3(3)により、当該防火区画ごとに一の承認単位とすることができる。

2 解除承認の可否

指定場所ごとの禁止行為解除承認の可否は下表による。

指定場所		禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
		舞 台	△	△	△
飲食店等	舞 台		△	△	△
	公衆の出入りする部分		—	—	△

「—」禁止行為に該当しない（解除承認不要）

「△」禁止行為に該当（解除承認可）

3 解除承認基準

指定場所および禁止行為の区分に応じた解除承認基準は下表による。

指定場所	禁止行為	解除承認基準																													
	喫煙	1 演出上必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 従業員等による監視、消火等の体制を講じること。 4 消火器具を次に掲げる基準により設けること。 なお、消防法に基づき設置されている消火器具が、申請行為に対して有効に使用できる場合については、新たに設置する必要はないものとする。 (1) 禁止行為の内容を勘案し、消火適応性があるものを有効な位置に配置すること。 (2) 消火能力単位は、2以上とする。																													
舞台	裸火使用	1 共通事項 (1) 演出上必要なものに限ること。 (2) 周囲及び上方の可燃物から、次に掲げる距離を確保すること。 ア 条例第3条第1項第1号の適用を受けるものにあつては、当該基準に定める距離以上の距離 イ ア以外のものにあつては、火炎の最大となる長さ及び幅に応じて次に掲げる距離以上の距離 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="6">火炎の幅</th> </tr> <tr> <th>40cm 以内</th> <th>50cm 以内</th> <th>60cm 以内</th> <th>70cm 以内</th> <th>80cm 以内</th> <th>100cm 以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">火炎の 長さ</th> <th>20cm 以内</th> <td colspan="4">100cm</td> <td colspan="2">150cm</td> </tr> <tr> <th>20cm 超 40cm 以内</th> <td>100cm</td> <td>150cm</td> <td>200cm</td> <td>250cm</td> <td>300cm</td> <td>350cm</td> </tr> </tbody> </table> ウ ア又はイにより難しい場合にあつては、実験等により安全が確認されている距離以上の距離であつて消防長が認める距離 (3) 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。 (4) 従業員等による監視、消火等の体制を講じること。 (5) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置を講じること。 (6) 消火器具を次に掲げる基準により設けること。 なお、消防法に基づき設置されている消火器具が、申請行為に対して有効に使用できる場合については、新たに設置する必要はないものとする。 ア 禁止行為の内容を勘案し、消火適応性があるものを有効な位置に配置すること。 イ 消火能力単位は、2以上とする。			火炎の幅						40cm 以内	50cm 以内	60cm 以内	70cm 以内	80cm 以内	100cm 以内	火炎の 長さ	20cm 以内	100cm				150cm		20cm 超 40cm 以内	100cm	150cm	200cm	250cm	300cm	350cm
		火炎の幅																													
		40cm 以内	50cm 以内	60cm 以内	70cm 以内	80cm 以内	100cm 以内																								
火炎の 長さ	20cm 以内	100cm				150cm																									
	20cm 超 40cm 以内	100cm	150cm	200cm	250cm	300cm	350cm																								
		2 電気を熱源とする火気使用設備器具等を使用する場合は、1によること。 3 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具等を使用する場合は、1によるほか、次によること。 (1) ガスライター又はカートリッジ式のものに限ること。 (2) 可燃性のガスが滞留するおそれのない場所で使用すること。																													

<p>舞台</p>	<p>裸火使用</p> <p>4 火薬類を消費する場合は、1によるほか、次によること。 (1) 音又は煙を出すための煙火に限ること。 (2) 煙火は、釘、ボルト、重石等により固定して消費すること。（拳銃等の形態による消費を除く。） (3) 火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。</p> <p>5 金属粉末を電気加熱して火花を放出する演出効果装置を使用する場合は、1（2を除く。）によるほか、次によること。 (1) 火花の飛散範囲内に演技者等がないこと。 (2) 火花の飛散範囲の1 m以内に観客がないこと。 (3) 火花の飛散範囲内に可燃物を置かないこと。 (4) 火花の飛散範囲内の床面を防火性能を有する材料で防火上有効に覆うこと。</p> <div data-bbox="496 689 1396 1146" data-label="Diagram"> </div> <p>6 その他の裸火を使用する場合は、1によるほか、次によること。 (1) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2 m以内であること。 (2) 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さがおおむね次表の長さ以内であること。</p> <table border="1" data-bbox="555 1368 1409 1518"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">舞台部の空間の高さ</th> </tr> <tr> <th>8 m 未満</th> <th>8 m 以上 10m 未満</th> <th>10m 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>火炎の長さ</th> <td>20cm</td> <td>30cm</td> <td>40cm</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 瞬間的に燃焼する炎の大きさは、必要最小限とすること。</p>		舞台部の空間の高さ			8 m 未満	8 m 以上 10m 未満	10m 以上	火炎の長さ	20cm	30cm	40cm
	舞台部の空間の高さ											
	8 m 未満	8 m 以上 10m 未満	10m 以上									
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm									
<p>危険物品 持込み</p>	<p>1 従業員等による監視体制を講じること。</p> <p>2 消火器具を次に掲げる基準により設けること。 なお、消防法に基づき設置されている消火器具が、申請行為に対して有効に使用できる場合については、新たに設置する必要はないものとする。 (1) 禁止行為の内容を勘案し、消火適応性があるものを有効な位置に配置すること。 (2) 消火能力単位は、2以上とする。</p> <p>3 解除承認ができる危険物品の数量は、次によること。 (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</p>											

指定場所における喫煙等の規制に関する審査基準

第4章 指定場所ごとの審査基準

第2 飲食店等

<p>舞台</p>	<p>危険物品 持込み</p>	<p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の100分の1未満（可燃性液体類のうち動植物油にあつては、20分の1未満）であること。 (3) 可燃性ガス容器（高压法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量0.5kgに相当する個数以下であること。 (4) 火薬類（煙火に限る。） 火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1回の公演につき次の個数以下であること。 ア 0.1g以下のものは、35個（0.1gを超え15g以下のものを持ち込む場合は、当該個数を減じた個数とする。） イ 0.1gを超え15g以下のものは、5個</p> <p>4 その他 煙霧発生機器（スモークマシン）に用いる発煙剤は引火点が70℃以上であること。</p>
<p>公衆の出入りする部分</p>	<p>喫煙</p>	<p>禁止行為に該当しない。</p>
	<p>裸火使用</p>	<p>禁止行為に該当しない。</p>
	<p>危険物品 持込み</p>	<p>1 従業員等による監視体制を講じること。 2 消火器具を次に掲げる基準により設けること。 なお、消防法に基づき設置されている消火器具が、申請行為に対して有効に使用できる場合については、新たに設置する必要はないものとする。 (1) 禁止行為の内容を勘案し、消火適応性があるものを有効な位置に配置すること。 (2) 消火能力単位は、2以上とする。 3 解除承認ができる危険物品の数量は、次によること。 (1) 危険物 危政令別表3に定める指定数量の20分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の20分の1未満（可燃性液体類のうち動植物油にあつては、4分の1未満）であること。 (3) 可燃性ガス容器（高压法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量10kgに相当する個数以下であること。</p>

4 審査基準適用上の留意点

- (1) 「瞬間的に燃焼する炎」とは、硝化綿等を燃焼した場合のものをいい、現地調査等により安全性が確認される炎の大きさとすること。
- (2) 「高压法の適用を除外される液化ガスの容器」とは、「高压政令第2条第5項第8号の規定に基づく高压法の適用を除外される液化ガス」に定められているものをいい、具体的にはガスライター、ガスライターの補充用ガス容器、カートリッジボンベ、エアゾール製品等が含まれるものであること。

高圧法の適用を除外される液化ガスの容器の例

 <p>ガスライター</p>	 <p>ガスライターの 補充用ガス容器</p>	 <p>カートリッジ ボンベ</p>	 <p>エアゾール製品</p>
---	--	---	--

高圧法が適用される液化ガスの容器の例

 <p>液化石油ガス容器 (ガス質量 5 kg)</p>	 <p>液化石油ガス容器 (ガス質量 2 kg)</p>
---	---

※ 飲食店等の規制範囲においては、高圧法が適用される容器の持込みは認められない。

(3) 「舞台部の空間の高さ」とは、舞台床面から、天井部の設備等の下端部分（スノコ等）までの距離をいう。

なお、天井部の設備等の下端下方に可燃物がある場合は、舞台床面から可燃物までの高さの距離をいう。

第3 百貨店等

第3 百貨店等（百貨店、スーパーマーケット等）

1 指定場所の概要

(1) 百貨店等の定義

百貨店等とは、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場を指すが、本審査基準においては、展示場を除く物品販売店舗を百貨店等とし、展示場に係る審査基準は、「第4 屋内展示場」を参照すること。

(2) 指定場所の範囲

百貨店等の用途として使用される部分が1,000㎡以上のものが規制対象となり、指定場所の範囲は次のとおりとする。

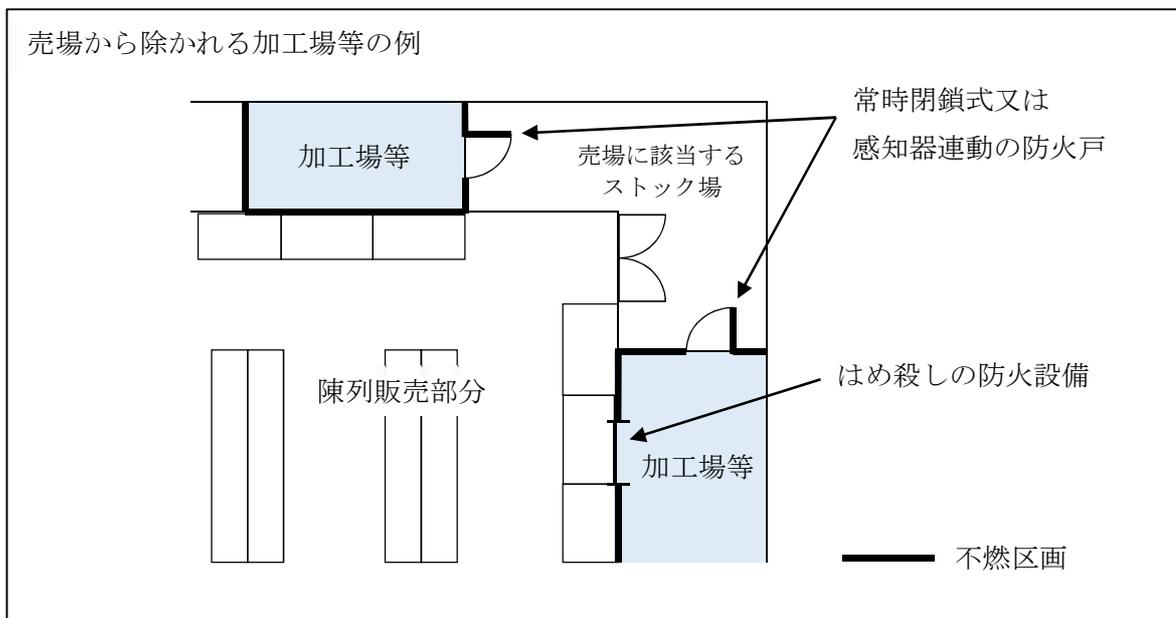
なお、床面積の算定方法は、第2章2によること。

ア 売場は、次の部分とする。

(ア) 物品陳列販売部分及びその間の通路（以下「陳列販売部分」という。）

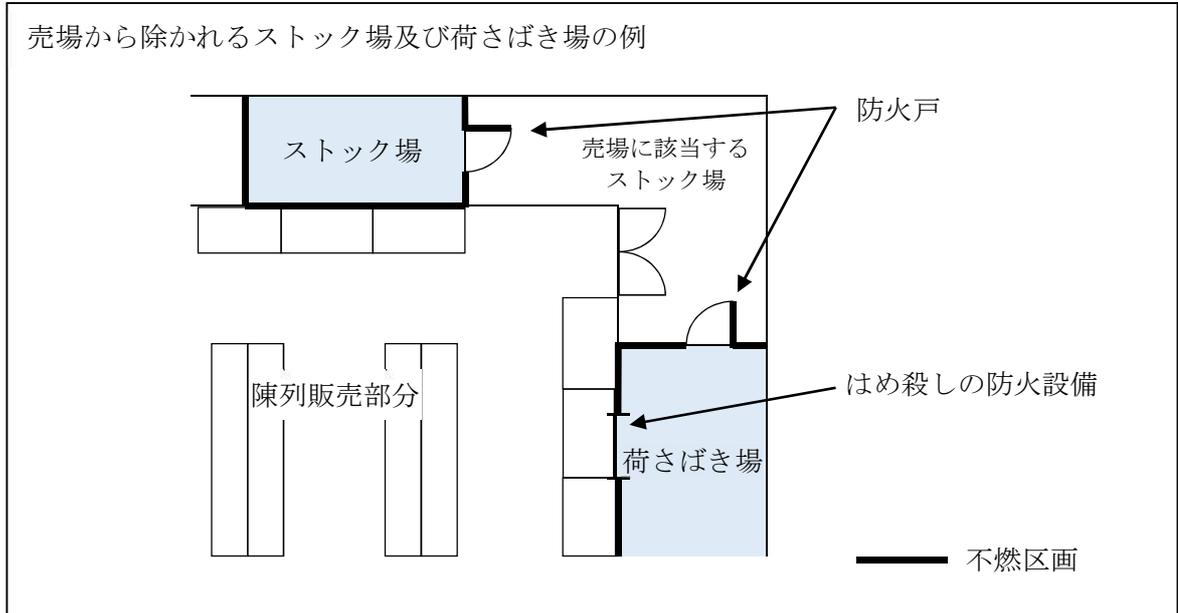
(イ) 陳列販売部分に隣接する食料品の加工場及び各種物品の加工修理コーナー（以下「加工場等」という。）

ただし、陳列販売部分に直接面する開口部（はめ殺しの防火設備を除く。）を有さない加工場等で、防火対象物の他の部分と不燃区画され、陳列販売部分以外に面する開口部に常時閉鎖式又は感知器連動の防火戸を設置したものを除く。



(ウ) 陳列販売部分に隣接するストック場及び荷さばき場

ただし、陳列販売部分に直接面する開口部（はめ殺しの防火設備を除く。）を有さないストック場及び荷さばき場で、防火対象物の他の部分と不燃区画されているものを除く。



(エ) 写真の現像、洋服等の仕立、クリーニング等の各種承り所等

(オ) 手荷物一時預り所、買物品発送所、買物相談所、店内案内所、託児所、現金自動支払機室等のサービス施設

イ 通常顧客の出入りする部分は、次の部分とする。

(ア) 特売、物産展、展覧会等を行う催事場（通常から物品販売している部分は売場として規制）

(イ) 売場に隣接し、かつ利用形態が一体をなしている飲食店、美容室、理容室、写真室、貸衣装室、生活教室、その他百貨店等のテナント部分（前アに掲げる部分及び売場と不燃区画されている部分を除く。）

(ウ) 階段、エレベーター、エスカレーター、休憩所、トイレ等の顧客の利用に供する部分

(エ) 顧客が利用する屋上、ベランダ等の直接外気に開放された部分（以下「直接外気に開放された部分」という。）

2 解除承認の可否

指定場所ごとの禁止行為解除承認の可否は下表による。

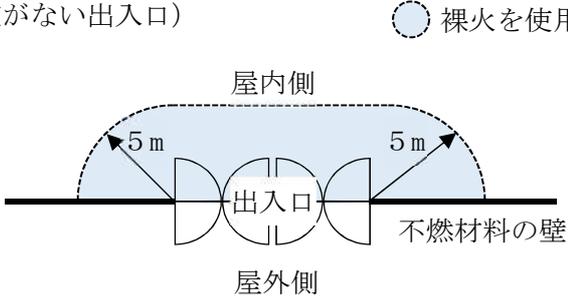
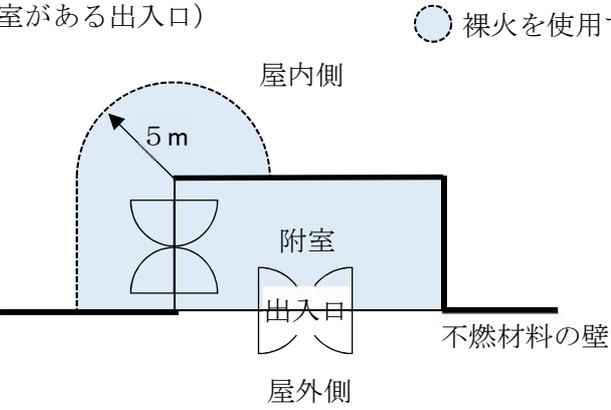
指定場所		禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
		売場	×	△	△
百貨店等	通常顧客の出入りする部分		×	△	△

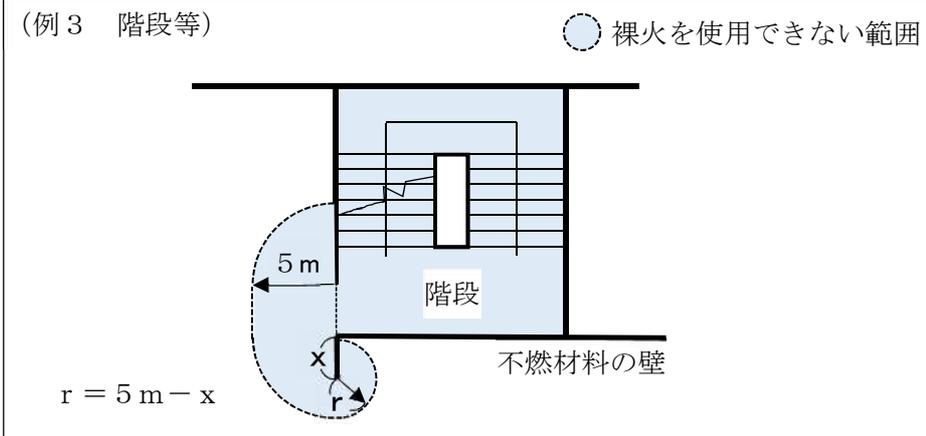
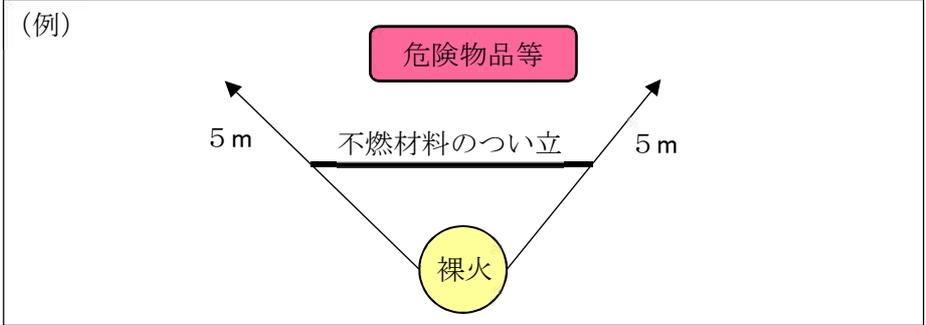
「△」禁止行為に該当（解除承認可）

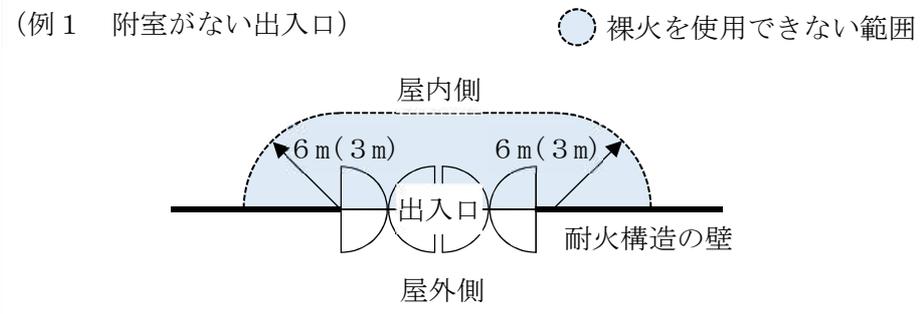
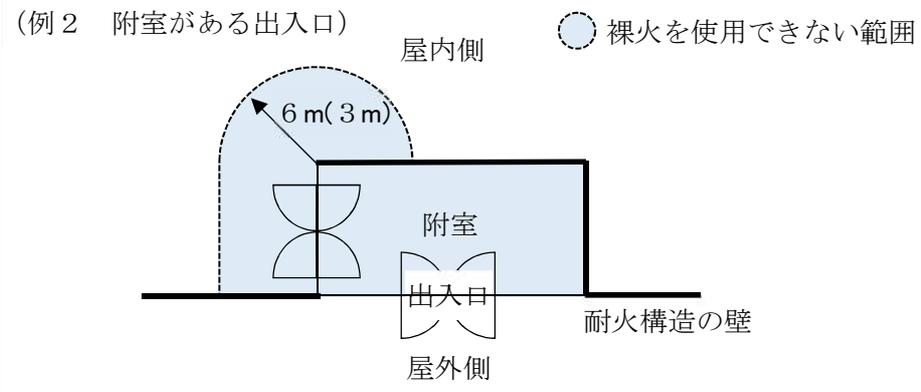
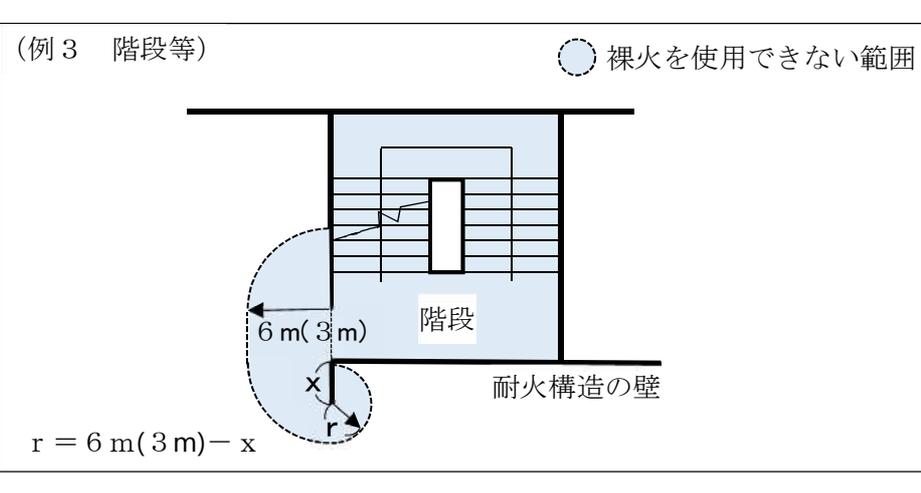
「×」禁止行為に該当（解除承認不可）

3 解除承認基準

指定場所および禁止行為の区分に応じた解除承認基準は下表による。

指定場所	禁止行為	解除承認基準
売場	喫煙	解除承認はできない。
	裸火使用	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 使用する場所は、物品の陳列販売部分以外であること。</p> <p>(2) 周囲及び上方の可燃物から、次に掲げる距離を確保すること。 ア 条例第3条第1項第1号の適用を受けるものにあつては、当該基準に定める距離以上の距離 イ ア以外のものにあつては、実験等により安全が確認されている距離以上の距離であつて消防長が認める距離</p> <p>(3) 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。</p> <p>(4) 従業員等による監視、消火及び使用後の点検等の体制を講じること。</p> <p>(5) 消火器具を次に掲げる基準により設けること。 なお、消防法に基づき設置されている消火器具が、申請行為に対して有効に使用できる場合については、新たに設置する必要はないものとする。 ア 禁止行為の内容を勘案し、消火適応性があるものを有効な位置に配置すること。 イ 消火能力単位は、2以上とする。</p> <p>(6) 出入口及び階段等から水平距離5m以上離れていること。(不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <div data-bbox="486 1070 1417 1391"> <p>(例1 附室がない出入口)</p>  <p>屋内側</p> <p>5m</p> <p>出入口</p> <p>5m</p> <p>不燃材料の壁</p> <p>屋外側</p> <p>● 裸火を使用できない範囲</p> </div> <div data-bbox="486 1467 1417 1899"> <p>(例2 附室がある出入口)</p>  <p>屋内側</p> <p>5m</p> <p>附室</p> <p>出入口</p> <p>不燃材料の壁</p> <p>屋外側</p> <p>● 裸火を使用できない範囲</p> </div>

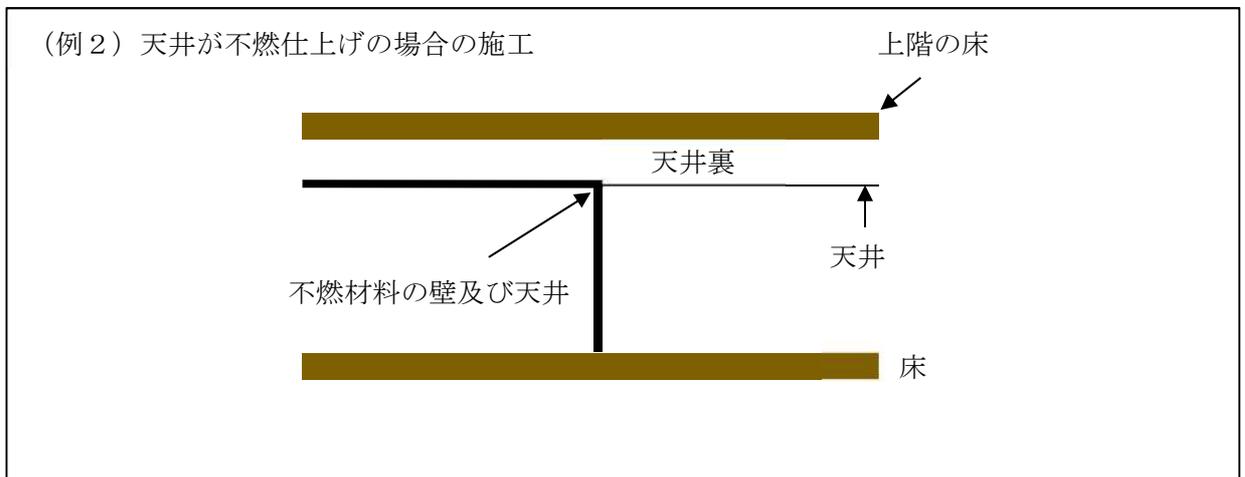
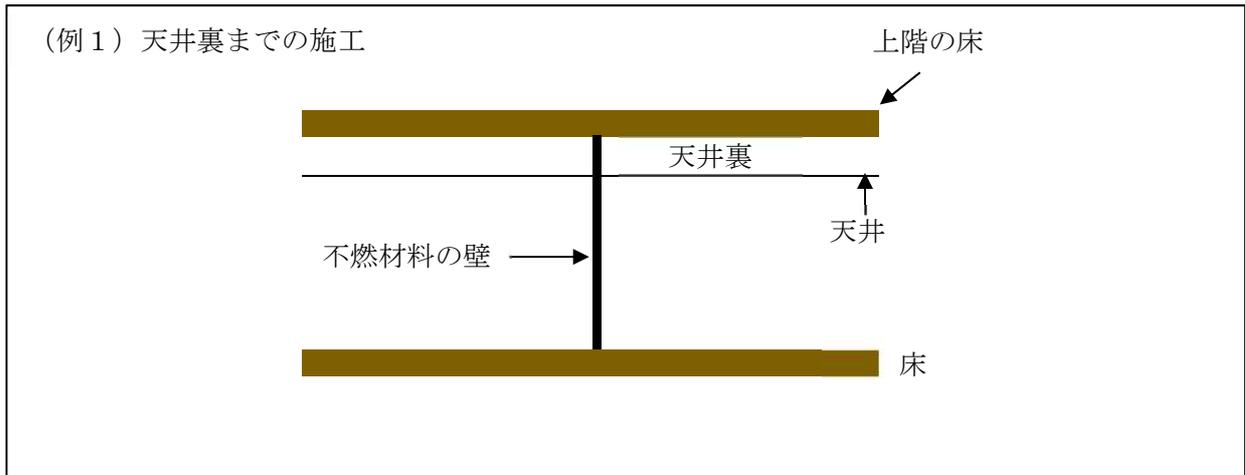
<p>売場</p>	<p>裸火使用</p>	<p>(例3 階段等)</p>  <p>$r = 5\text{ m} - x$</p>
		<p>(7) 危険物品その他の易燃性の可燃物（以下この章において「危険物品等」という。）から水平距離5m以上離れていること。 ただし、危険物品等を不燃性の収容箱に収容し、又は裸火との間に不燃性のつい立て等を設けることで、裸火の火炎及び熱を有効に遮断できる場合はこの限りでない。</p> <p>(例)</p>  <p>2 電気を熱源とする火気使用設備器具等を使用する場合は、1によること。</p> <p>3 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具等を使用する場合は、1によるほか、次によること。</p> <p>(1) 消費量は、一の火気使用設備器具等につき70kW以下、総消費量は、同一承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、210kW以下であること。</p> <p>(2) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。（カートリッジ式のものを除く。）</p> <p>(3) 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</p> <p>4 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具等を使用する場合は、1によるほか、次によること。</p> <p>使用量は、同一承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、1日につき、木炭15kg、練炭10kg、豆炭5kg、その他の固体のもの5kg以下であること。</p> <p>5 気体燃料又は固体燃料を熱源とする火気使用設備器具等を使用する場所は、不燃区画されていること。ただし、最大消費熱量12kW以下の簡易湯沸設備のみを使用する場合を除く。</p> <p>6 液体燃料を熱源とする火気使用設備器具等の解除承認はできない。</p>

<p>売場</p>	<p>危険物品 持込み</p>	<p>1 従業員等による監視体制を講じること。</p> <p>2 消火器具を次に掲げる基準により設けること。 なお、消防法に基づき設置されている消火器具が、申請行為に対して有効に使用できる場合については、新たに設置する必要はないものとする。 (1) 禁止行為の内容を勘案し、消火適応性があるものを有効な位置に配置すること。 (2) 消火能力単位は、2以上とする。</p> <p>3 出入口及び階段等から危険物については水平距離6m（危険物のうち、危省令第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては、3m）以上、その他の危険物品については3m以上離れていること。（耐火構造（建基法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）</p>
		<p>(例1 附室がない出入口)</p> 
		<p>(例2 附室がある出入口)</p> 
		<p>(例3 階段等)</p>  <p>$r = 6\text{ m}(3\text{ m}) - x$</p>

売場	危険物品 持込み	<p>4 裸火使用場所から水平距離5m以上離れていること。 ただし、危険物品等を不燃性の収容箱に収容し、又は裸火との間に不燃性のつい立て等を設けることで、裸火の火炎及び熱を有効に遮断できる場合はこの限りでない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(例)</p> </div>
		<p>5 保管については密栓を行い、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除承認ができる危険物品の数量は、同一承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分（直接外気に開放された部分を除く。）と合算して、次によること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表8に定める数量の10分の1未満（可燃性液体類のうち動植物油にあつては、2分の1未満）であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量5kgに相当する個数以下であること。）</p> <p>7 危険物及び可燃性固体類等の煮沸行為を行う場所は、上記裸火使用欄の5によること。</p>
通常顧客 の出入り する部分	喫煙	解除承認はできない。
	裸火使用	<p>1 売場の裸火使用欄1から4までによること。（直接外気に開放された部分における裸火の使用については、1に限る。）</p> <p>2 液体燃料を熱源とする火気使用設備器具等は、直接外気に開放された部分を除き、解除承認はできない。</p>
	危険物品 持込み	<p>1 売場の危険物品持込み欄1から5までによること。</p> <p>2 解除承認ができる危険物品の数量は、同一承認単位内に存する売場と合算して次によること。 ただし、直接外気に開放された部分は合算せず、別に積算すること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の10分の1未満（可燃性液体類のうち動植物油にあつては、2分の1未満）であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量5kgに相当する個数以下であること。</p>

4 審査基準適用上の留意点

- (1) 「出入口及び階段等」とは、次のとおりとする。
 - ア 出入口とは、公共の用に供する道路及び広場に面する出入口のことをいう。
 - イ 階段等とは、階段室、避難器具設置場所又は避難の用に供する渡り廊下若しくはスロープのことをいう。
 - ウ 避難時に使用できないエレベーター及びエスカレーターは含まないものとする。
- (2) 「不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置」とは、天井裏まで施工されているものとするが、天井が不燃材料による仕上げとされている場合には、天井までの施工でよいものとする。



- (3) 「易燃性の可燃物」とは、紙類、ウレタンフォーム、化学繊維類等着火性が高く、燃焼速度の速いものをいう。
- (4) 「ガス漏れ早期発見のための装置」には、単体型のガス漏れ警報器も含まれる。この場合、装置の設置位置については、省令第24条の2の3第1項第1号の規定に準じて設置されているか、又は当該ガス漏れ警報器のメーカーが示した設置仕様書に基づき設置されていること。
- (5) 「高圧法の適用を除外される液化ガスの容器」は、「高圧政令第2条第5項第8号の規定に基づく高圧法の適用を除外される液化ガス」に定められているものをいい、具体的にはガスライター、ガスライターの補充用ガス容器、カートリッジボンベ、エアゾール製品等が含まれるものであること。

高圧法の適用を除外される液化ガスの容器の例

 <p>ガスライター</p>	 <p>ガスライターの 補充用ガス容器</p>	 <p>カートリッジ ボンベ</p>	 <p>エアゾール製品</p>
---	--	---	--

高圧法が適用される液化ガスの容器の例

 <p>液化石油ガス容器 (ガス質量5kg)</p>	 <p>液化石油ガス容器 (ガス質量2kg)</p>
---	---

※ 百貨店等の規制範囲においては、高圧法が適用される容器の持込みは認められない。

第4 屋内展示場

第4 屋内展示場

1 指定場所の概要

(1) 屋内展示場の定義

屋内展示場とは、屋内において物品の普及、販売促進等を目的として、物品を陳列（実演、体験等を伴うものを含む）して不特定多数の人に見せる施設をいう。

(2) 指定場所の範囲

ア 屋内展示場は、規模に関係なく規制対象となり、公衆の出入りする部分は、展示ブース等の展示を行う部分及び階段、廊下、通路、エレベーター、エスカレーター、ロビー、トイレ等の公衆の利用に供する部分とする。

ただし、企業等の施設でその企業の製品のみを展示するようなショールーム等は除く。

イ 屋内展示場の利用者を対象として屋内展示場内に設けられる飲食店、物品販売店等は、原則として屋内展示場として規制すること。

ただし、第2章3(3)により、屋内展示場部分と飲食店、物品販売店等が相互に防火区画されている場合はこの限りでない。

2 解除承認の可否

指定場所ごとの禁止行為解除承認の可否は下表による。

指定場所		禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品 持込み
		公衆の出入りする部分	×	△	△
屋内展示場	公衆の出入りする部分				

「△」禁止行為に該当（解除承認可） 「×」禁止行為に該当（解除承認不可）

3 解除承認基準

指定場所および禁止行為の区分に応じた解除承認基準は下表による。

指定場所	禁止行為	解除承認基準
公衆の出入りする部分	喫煙	解除承認はできない。
	裸火使用	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 周囲及び上方の可燃物から、次に掲げる距離を確保すること。</p> <p>ア 条例第3条第1項第1号の適用を受けるものにあつては、当該基準に定める距離以上の距離</p> <p>イ ア以外のものにあつては、実験等により安全が確認されている距離以上の距離であつて消防長が認める距離</p> <p>(2) 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。</p> <p>(3) 従業員等による監視、消火及び使用後の点検等の体制を講じること。</p> <p>(4) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置を講じること。</p> <p>(5) 消火器具を次に掲げる基準により設けること。</p> <p>なお、消防法に基づき設置されている消火器具が、申請行為に対して有効に使用できる場合については、新たに設置する必要はないものとする。</p> <p>ア 禁止行為の内容を勘案し、消火適応性があるものを有効な位置に配置すること。</p>

公衆の出入りする部分

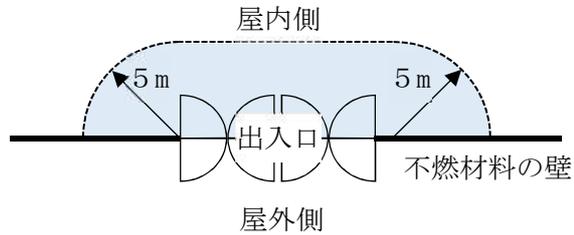
裸火使用

イ 消火能力単位は、2以上とする。

(6) 出入口及び階段等から水平距離5m以上離れていること。(不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)

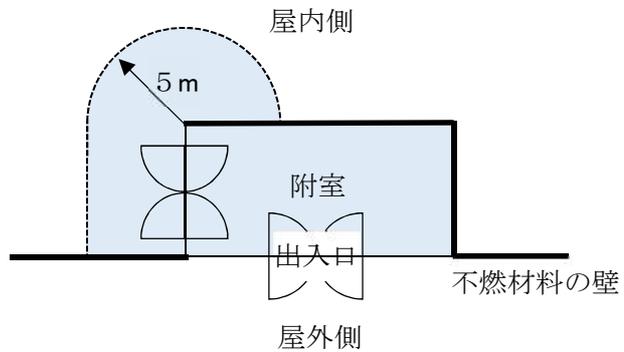
(例1 附室がない出入口)

● 裸火を使用できない範囲



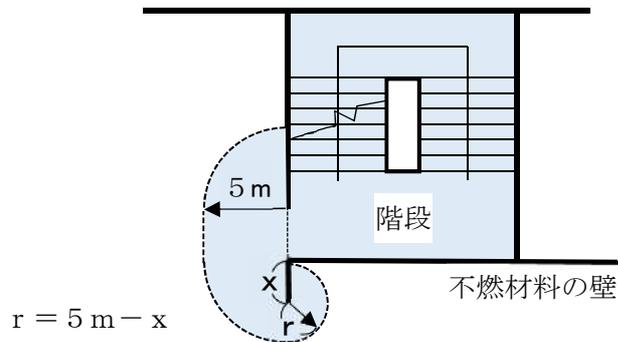
(例2 附室がある出入口)

● 裸火を使用できない範囲

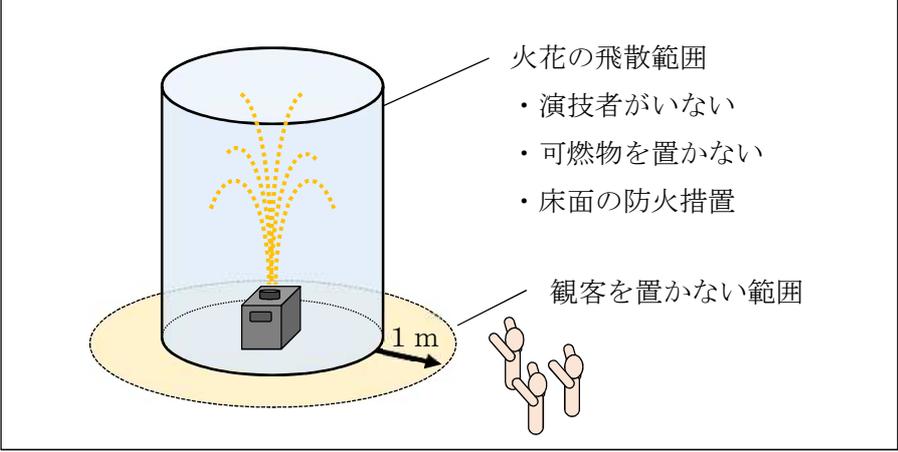
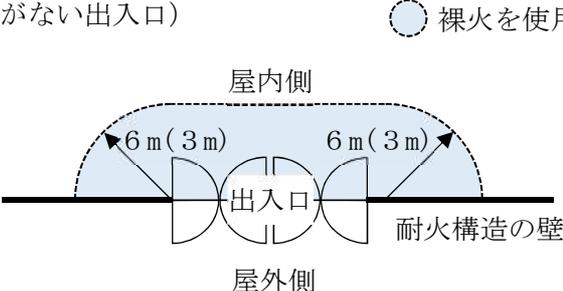
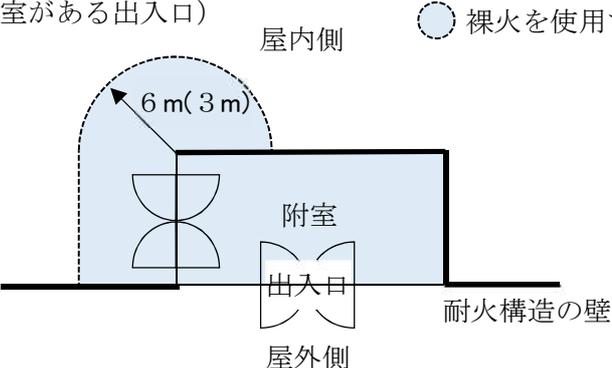


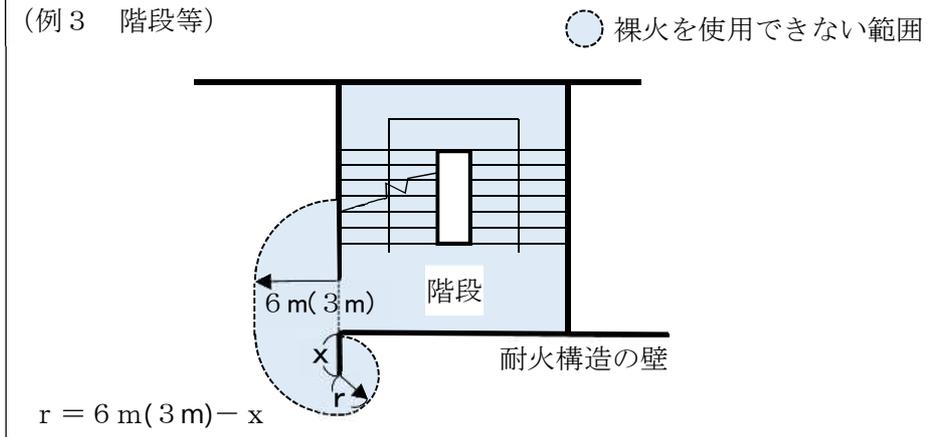
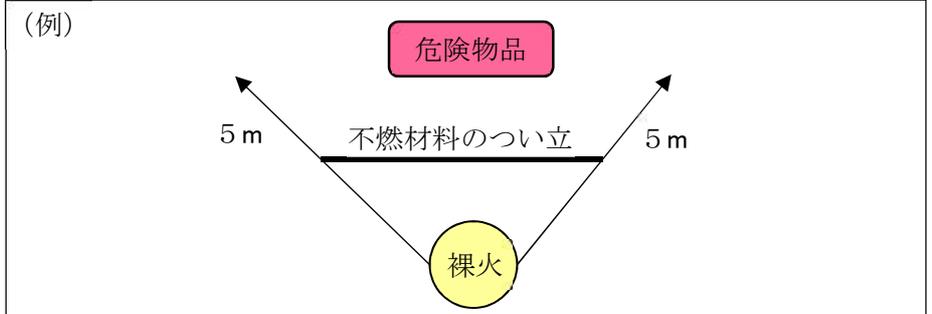
(例3 階段等)

● 裸火を使用できない範囲



<p>公衆の出入りする部分</p>	<p>裸火使用</p>	<p>(7) 危険物品その他の易燃性の可燃物（以下この章において「危険物品等」という。）から水平距離5m以上離れていること。 ただし、危険物品等を不燃性の収容箱に収容し、又は裸火との間に不燃性のつい立て等を設けることで、裸火の火炎及び熱を有効に遮断できる場合はこの限りでない。</p> <div data-bbox="491 403 1417 719" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(例)</p> </div> <p>2 電気を熱源とする火気使用設備器具等を使用する場合は、1によること。</p> <p>3 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具等を使用する場合は、1によるほか、次によること。</p> <p>(1) 消費量は、一の火気使用設備器具等につき70kW以下、総消費量は、210kW以下であること。</p> <p>(2) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。（カートリッジ式のものを除く。）</p> <p>(3) 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</p> <p>4 液体燃料又は固体燃料を熱源とする火気使用設備器具等を使用する場合は、1によることとするほか、展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。</p> <p>5 気体燃料又は固体燃料を熱源とする火気使用設備器具等を使用する場所は、不燃区画されていること。ただし、最大消費熱量12kW以下の簡易湯沸設備のみを使用する場合を除く。</p> <p>6 火炎を有するものは、火炎の長さがおおむね20cm以内であること。</p> <p>7 火薬類を消費する場合は、次によること。</p> <p>(1) 音又は煙を出すための煙火に限ること。</p> <p>(2) 煙火は、釘、ボルト、重石等により固定して消費すること。（拳銃等の形態による消費は除く。）</p> <p>(3) 火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。</p> <p>8 金属粉末を電気加熱して火花を放出する演出効果装置を使用する場合は、1（2）を除く。）によるほか、次によること。</p> <p>(1) 火花の飛散範囲内に演技者等がないこと。</p> <p>(2) 火花の飛散範囲の1m以内に観客がないこと。</p> <p>(3) 火花の飛散範囲内に可燃物を置かないこと。</p> <p>(4) 火花の飛散範囲内の床面を防火性能を有する材料で防火上有効に覆うこと。</p>
-------------------	-------------	---

	<p>裸火使用</p>	 <p>火花の飛散範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・演技者がいない ・可燃物を置かない ・床面の防火措置 <p>観客を置かない範囲</p> <p>1 m</p> <p>9 直接屋外に開放された場所における使用については、2から7にかかわらず、展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。</p>
<p>公衆の出入りする部分</p>	<p>危険物品持込み</p>	<p>1 従業員等による監視体制を講じること。</p> <p>2 消火器具を次に掲げる基準により設けること。 なお、消防法に基づき設置されている消火器具が、申請行為に対して有効に使用できる場合については、新たに設置する必要はないものとする。 (1) 禁止行為の内容を勧告し、消火適応性があるものを有効な位置に配置すること。 (2) 消火能力単位は、2以上とする。</p> <p>3 出入口及び階段等から危険物については水平距離6m（危険物のうち、危省令第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては、3m）以上、その他の危険物品については3m以上離れていること。（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）</p> <div data-bbox="496 1332 1422 1653"> <p>(例1 附室がない出入口)</p>  <p>屋内側</p> <p>6 m (3 m)</p> <p>出入口</p> <p>耐火構造の壁</p> <p>6 m (3 m)</p> <p>屋外側</p> <p>● 裸火を使用できない範囲</p> </div> <div data-bbox="496 1682 1422 2078"> <p>(例2 附室がある出入口)</p>  <p>屋内側</p> <p>6 m (3 m)</p> <p>附室</p> <p>出入口</p> <p>耐火構造の壁</p> <p>屋外側</p> <p>● 裸火を使用できない範囲</p> </div>

<p>公衆の出入りする部分</p>	<p>危険物品持込み</p>	<p>(例3 階段等)</p>  <p>$r = 6\text{ m}(3\text{ m}) - x$</p>
		<p>4 裸火使用場所から水平距離5m以上離れていること。 ただし、危険物品等を不燃性の収容箱に收容し、又は裸火との間に不燃性のつい立て等を設けることで、裸火の火炎及び熱を有効に遮断できる場合はこの限りでない。</p>  <p>(例)</p> <p>5 保管については密栓を行い、他の物品と離隔すること。</p> <p>6 解除承認ができる危険物品の数量は、次によること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表8に定める数量の10分の1未満（可燃性液体類のうち動植物油にあっては、2分の1未満）であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（液化ガスに限る。） ガス総質量5kgに相当する個数以下であること。 ただし、高圧法の適用を受ける容器を持ち込む場合は、2kg以下のボンベとし、次の措置が講じられていること。 ア 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。 イ 容器の転倒防止措置が図られていること。 ウ 容器の連結使用がないこと。</p> <p>(4) 火薬類（煙火に限る。） 火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により1回の使用につき次の個数以下であること。 ア 0.1g以下のものは、35個（0.1gを超え15g以下のものを持ち込む場合は、当該個数を減じた個数とする。） イ 0.1gを超え15g以下のものは、5個</p> <p>7 直接屋外に開放された場所における持込みについては、6にかかわらず、展示、実演等のために必要最小限の範囲内であること。</p>

4 審査基準適用上の留意点

- (1) 「出入口及び階段等」とは、次のとおりとする。
 - ア 出入口とは、公共の用に供する道路及び広場に面する出入口のことをいう。
 - イ 階段等とは、階段室、避難器具設置場所又は避難の用に供する渡り廊下若しくはスロープのことをいう。
 - ウ 避難時に使用できないエレベーター及びエスカレーターは含まないものとする。
- (2) 「易燃性の可燃物」とは、紙類、ウレタンフォーム、化学繊維類等着火性が高く、燃焼速度の速いものをいう。
- (3) 裸火使用に伴う「危険物品その他の易燃性の可燃物からの距離」については、食料品の加工に係る展示に伴って使用する調理用油を不燃性の容器又は不燃性収納箱に保管して取り扱う場合にあっては、適用しないこと。
- (4) 「ガス漏れ早期発見のための装置」には、単体型のガス漏れ警報器も含まれる。この場合、装置の設置位置については、規則第24条の2の3第1項第1号の規定に準じて設置されているか、又は当該ガス漏れ警報器のメーカーが示した設置仕様書に基づき設置されていること。
- (5) 解除承認により、持込みが認められる可燃性ガス容器の例

高圧法の適用を除外される液化ガスの容器

			
ガスライター	ガスライターの 補充用ガス容器	カートリッジ ボンベ	エアゾール製品

高圧法が適用される液化ガスの容器

	
液化石油ガス容器 (ガス質量5kg)	液化石油ガス容器 (ガス質量2kg)

※ 屋内展示場の規制範囲においては、解除承認基準に適合する2kg以下の容器に限り、持込みが認められる。

第5 重要文化財等

第5 重要文化財等

1 指定場所の概要

(1) 重要文化財等の定義

重要文化財等とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物をいう。

(2) 指定場所の範囲

ア 建造物の内部は、建造物の壁体、内部又は居室の一部が重要文化財等として指定されている場合にあつては、指定された当該部分に限る。

イ 建造物の周囲は、建造物の周囲3m以内の範囲とし、当該建造物に軒又はひさしがある場合にあつては、これらの水平投影面積に3mを加えた範囲とする。

ウ 次の部分は指定範囲から除くものとする。

- (ア) 個人の住居又は美術館及び神社の事務所等事務の用に供する部分
- (イ) 飲食店等営業を営む店舗部分
- (ウ) 宗教的行事における灯明、線香等を使用する場所
- (エ) 祭り、伝統行事において提灯、かがり火等を使用する場所

2 解除承認の可否

指定場所ごとの禁止行為解除承認の可否は下表による。

指定場所		禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品 持込み
		重要文化財等	建造物の内部	△	△
	建造物の周囲	×	△	△	

「△」禁止行為に該当（解除承認可）

「×」禁止行為に該当（解除承認不可）

3 解除承認基準

指定場所および禁止行為の区分に応じた解除承認基準は下表による。

指定場所	禁止行為	解除承認基準
建造物の内部	喫煙	1 喫煙設備を設けること。 2 危険物品その他の易燃性の可燃物を取り扱う場所の付近としないこと。 3 関係者による監視、消火等の体制を講じること。 4 整理、清掃等の措置を講じること。 5 消火器具を次に掲げる基準により設けること。 なお、消防法に基づき設置されている消火器具が、申請行為に対して有効に使用できる場合については、新たに設置する必要はないものとする。 (1) 禁止行為の内容を勘案し、消火適応性があるものを有効な位置に配置

指定場所における喫煙等の規制に関する審査基準

第4章 指定場所ごとの審査基準

第5 重要文化財等

	喫煙	<p>すること。 (2) 消火能力単位は、2以上とする。</p>
建造物の内部	裸火使用	<p>1 共通事項 (1) 周囲及び上方の可燃物から、次に掲げる距離を確保すること。 ア 条例第3条第1項第1号の適用を受けるものにあつては、当該基準に定める距離以上の距離 イ ア以外のものにあつては、実験等により安全が確認されている距離以上の距離であつて消防長が認める距離 (2) 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。 (3) 関係者による監視、消火及び使用後の点検等の体制を講じること。 (4) 消火器具を次に掲げる基準により設けること。 なお、消防法に基づき設置されている消火器具が、申請行為に対して有効に使用できる場合については、新たに設置する必要はないものとする。 ア 禁止行為の内容を勘案し、消火適応性があるものを有効な位置に配置すること。 イ 消火能力単位は、2以上とする。</p> <p>2 電気又は気体燃料を熱源とする火気使用設備器具等を使用する場合は、1によること。</p> <p>3 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具等を使用する場合は、1によるほか、次によること。 使用量は、同一承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、1日につき、木炭 15kg、練炭 10kg、豆炭 5kg、その他の固体のもの 5kg 以下であること。</p> <p>4 液体燃料を熱源とする火気使用設備器具等の解除承認はできない。</p>
	危険物品持込み	<p>1 関係者による監視体制を講じること。</p> <p>2 消火器具を次に掲げる基準により設けること。 なお、消防法に基づき設置されている消火器具が、申請行為に対して有効に使用できる場合については、新たに設置する必要はないものとする。 (1) 禁止行為の内容を勘案し、消火適応性があるものを有効な位置に配置すること。 (2) 消火能力単位は、2以上とする。</p> <p>3 保管については密栓を行い、他の物品と離隔すること。</p> <p>4 解除承認ができる危険物品の数量は、次によること。 (1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の50分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表8に定める数量の50分の1未満（可燃性液体類のうち動植物油にあつては、10分の1未満）であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量 10kg に相当する個数以下であること。</p>

建造物の 周囲	喫煙	解除承認はできない。
	裸火使用	建造物の内部の裸火使用欄によること。
	危険物品 持込み	建造物の内部の危険物品持込み欄によること。

4 審査基準適用上の留意点

- (1) 「易燃性の可燃物」とは、紙類、ウレタンフォーム、化学繊維類等着火性が高く、燃焼速度の速いものをいう。
- (2) 「高圧法の適用を除外される液化ガスの容器」は、「高圧政令第2条第5項第8号の規定に基づく高圧法の適用を除外される液化ガス」に定められているものをいい、具体的にはガスライター、ガスライターの補充用ガス容器、カートリッジボンベ、エアゾール製品等が含まれるものであること。

高圧法の適用を除外される液化ガスの容器の例

			
ガスライター	ガスライターの 補充用ガス容器	カートリッジ ボンベ	エアゾール製品

高圧法が適用される液化ガスの容器の例

	
液化石油ガス容器 (ガス質量5kg)	液化石油ガス容器 (ガス質量2kg)

※ 重要文化財等の規制範囲においては、高圧法が適用される容器の持込みは認められない。

第6 旅館、ホテル、宿泊所

第6 旅館、ホテル、宿泊所

1 指定場所の概要

旅館、ホテル又は宿泊所で催物の行われる部分は、不特定多数の者を対象に物品販売若しくは飲食、演劇、映画、演芸、音楽、舞踊その他の見世物又は各種展示若しくは展覧が行われる催物室、宴会場、広間等の部分とし、それぞれの使用実態に応じて規制するものとする。（当該催物の行われる場合に限る。）

2 解除承認の可否

指定場所ごとの禁止行為解除承認の可否は下表による。

指定場所		禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品 持込み
旅館、ホテル、 宿泊所	催物の行われる部分		行われる催物に応じて規制が異なる		

3 解除承認基準

解除承認の可否及び審査基準の適用は、使用形態に着目し、規制する用途に基づき、「第1 劇場等」、「第2 飲食店等」、「第3 百貨店等」又は「第4 屋内展示場」を参照すること。

第7 映画スタジオ、テレビスタジオ

第7 映画スタジオ、テレビスタジオ

1 指定場所の概要

映画スタジオ又はテレビスタジオは規模に関係なく規制対象となり、指定範囲は、次の(1)及び(2)の撮影用セットを設ける部分とする。

- (1) スタジオ内のセットを設ける部分
- (2) (1)と同一室内にあるスタジオに付属して使用される部分

2 解除承認の可否

指定場所ごとの禁止行為解除承認の可否は下表による。

指定場所		禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品 持込み
映画スタジオ、 テレビスタジオ	撮影用セットを 設ける部分		△	△	△

「△」禁止行為に該当（解除承認可）

3 解除承認基準

指定場所および禁止行為の区分に応じた解除承認基準は下表による。

指定場所	禁止行為	解除承認基準
撮影用セ ットを設 ける部分	喫煙	1 演出上必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 従業員等による監視、消火等の体制を講じること。 4 消火器具を次に掲げる基準により設けること。 なお、消防法に基づき設置されている消火器具が、申請行為に対して有効に使用できる場合については、新たに設置する必要はないものとする。 (1) 禁止行為の内容を勘案し、消火適応性があるものを有効な位置に配置すること。 (2) 消火能力単位は、2以上とする。
	裸火使用	1 共通事項 (1) 演出上必要なものに限ること。 (2) 周囲及び上方の可燃物から、次に掲げる距離を確保すること。 ア 条例第3条第1項第1号の適用を受けるものにあつては、当該基準に定める距離以上の距離 イ ア以外のものにあつては、実験等により安全が確認されている距離以上の距離であつて消防長が認める距離 (3) 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。 (4) 従業員等による監視、消火等の体制を講じること。 (5) 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置を講じること。 (6) 消火器具を次に掲げる基準により設けること。 なお、消防法に基づき設置されている消火器具が、申請行為に対して有効に使用できる場合については、新たに設置する必要はないものとする。

撮影用セットを設ける部分	裸火使用	<p>ア 禁止行為の内容を勘案し、消火適応性があるものを有効な位置に配置すること。</p> <p>イ 消火能力単位は、2以上とする。</p> <p>2 電気を熱源とする火気使用設備器具等を使用する場合は、1によること。</p> <p>3 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具等を使用する場合は、1によるほか、次によること。</p> <p>(1) 消費量は、一の火気使用設備器具等につき70kW以下、総消費量は、210kW以下であること。</p> <p>(2) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。(カートリッジ式のものを除く。)</p> <p>(3) 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</p> <p>4 液体燃料又は固体燃料を熱源とする火気使用設備器具等を使用する場合は、1によるほか、次によること。</p> <p>(1) 危険物は、引火点が40℃以上、かつ、一の機器当たりの消費量が100ml以内であること。</p> <p>(2) 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じること。</p> <p>(3) 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さがおおむね次に掲げる長さ以内であること。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">スタジオの空間の高さ</th> </tr> <tr> <th>8m未満</th> <th>8m以上 10m未満</th> <th>10m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>火炎の長さ</th> <td>20cm</td> <td>30cm</td> <td>40cm</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 燃焼の炎は、安定継続するものであること。</p> <p>(5) 燃焼に際し、火の粉が発生しないこと。</p> <p>5 火薬類(煙火に限る。)を消費する場合は、1によるほか、次によること。</p> <p>(1) 飛散した火花が床面に落下する前に燃え尽きるものであること。</p> <p>(2) 火炎を有するものは、スタジオの空間の高さに応じて、火炎の長さがおおむね次表の長さ以内であること。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">スタジオの空間の高さ</th> </tr> <tr> <th>8m未満</th> <th>8m以上 10m未満</th> <th>10m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>火炎の長さ</th> <td>20cm</td> <td>30cm</td> <td>40cm</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 煙火は、釘、ボルト、重石等により固定して消費すること。(拳銃等の形態による消費を除く。)</p> <p>(4) 飛しょうする煙火は、認められないこと。</p> <p>(5) 火薬類取扱いに関する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。</p> <p>(6) 0.1gを超える火薬類の消費は、同時に10個以下とすること。</p> <p>6 金属粉末を電気加熱して火花を放出する演出効果装置を使用する場合は、1(2を除く。)によるほか、次によること。</p> <p>(1) 火花の飛散範囲内に演技者等がないこと。</p> <p>(2) 火花の飛散範囲の1m以内に観客がないこと。</p> <p>(3) 火花の飛散範囲内に可燃物を置かないこと。</p>		スタジオの空間の高さ			8m未満	8m以上 10m未満	10m以上	火炎の長さ	20cm	30cm	40cm		スタジオの空間の高さ			8m未満	8m以上 10m未満	10m以上	火炎の長さ	20cm	30cm	40cm
				スタジオの空間の高さ																				
8m未満	8m以上 10m未満		10m以上																					
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm																					
	スタジオの空間の高さ																							
	8m未満	8m以上 10m未満	10m以上																					
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm																					

<p>撮影用セットを設ける部分</p>	<p>裸火使用</p>	<p>(4) 火花の飛散範囲内の床面を防火性能を有する材料で防火上有効に覆うこと。</p> <div data-bbox="496 293 1396 748" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">火花の飛散範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・演技者がいない ・可燃物を置かない ・床面の防火措置 <p style="text-align: right;">観客を置かない範囲</p> </div> <p>7 その他の裸火を使用する場合は、1によるほか、次によること。</p> <p>(1) 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2m以内であること。</p> <p>(2) 火炎を有するものは、スタジオの空間の高さに応じて、火炎の長さがおおむね次表の長さ以内であること。</p> <table border="1" data-bbox="555 969 1409 1151" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">スタジオの空間の高さ</th> </tr> <tr> <th>8 m 未満</th> <th>8 m 以上 10m 未満</th> <th>10m 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>火炎の長さ</th> <td>20cm</td> <td>30cm</td> <td>40cm</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 瞬間的に燃焼する炎の大きさは、必要最小限とすること。</p>		スタジオの空間の高さ			8 m 未満	8 m 以上 10m 未満	10m 以上	火炎の長さ	20cm	30cm	40cm
		スタジオの空間の高さ											
8 m 未満		8 m 以上 10m 未満	10m 以上										
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm										
<p>危険物品持込み</p>	<p>1 従業員等による監視体制を講じること。</p> <p>2 消火器具を次に掲げる基準により設けること。 なお、消防法に基づき設置されている消火器具が、申請行為に対して有効に使用できる場合については、新たに設置する必要はないものとする。</p> <p>(1) 禁止行為の内容を勘案し、消火適応性があるものを有効な位置に配置すること。</p> <p>(2) 消火能力単位は、2以上とする。</p> <p>3 解除承認ができる危険物品の数量は、次によること。</p> <p>(1) 危険物 危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表8に定める数量の100分の1未満（可燃性液体類のうち動植物油にあっては、20分の1未満）であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高压法の適用が除外される液化ガスに限る。） ガス総質量5kgに相当する個数以下であること。</p> <p>(4) 火薬類（煙火に限る。） 火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により1回の使用につき次の個数以下であること。</p> <p>ア 0.1g以下のものは、60個（0.1gを超え15g以下のものを持ち込む場合は、当該個数を減じた個数とする。）</p> <p>イ 0.1gを超え15g以下のものは、10個</p>												

4 審査基準適用上の留意点

- (1) 「ガス漏れ早期発見のための装置」には、単体型のガス漏れ警報器も含まれる。この場合、装置の設置位置については、規則第24条の2の3第1項第1号の規定に準じて設置されているか、又は当該ガス漏れ警報器のメーカーが示した設置仕様書に基づき設置されていること。
- (2) 「高圧法の適用を除外される液化ガスの容器」とは、「高圧政令第2条第5項第8号の規定に基づく高圧法の適用を除外される液化ガス」に定められているものをいい、具体的にはガスライター、ガスライターの補充用ガス容器、カートリッジボンベ、エアゾール製品等が含まれるものであること。

高圧法の適用を除外される液化ガスの容器の例

			
ガスライター	ガスライターの 補充用ガス容器	カートリッジ ボンベ	エアゾール製品

高圧法が適用される液化ガスの容器の例

	
液化石油ガス容器 (ガス質量5kg)	液化石油ガス容器 (ガス質量2kg)

※ 映画スタジオ、テレビスタジオの規制範囲においては、高圧法が適用される容器の持込みは認められない。

第8 自動車車庫、駐車場

第8 自動車車庫、駐車場

1 指定場所の概要

(1) 自動車車庫又は駐車場は、次のア及びイの駐車のために供する部分が規制対象となる。

ア 駐車のために供する部分の床面積が、地階又は2階以上の階で200㎡以上、1階で500㎡以上、屋上部分で300㎡以上のもの。(階ごとに規制すること。)

イ 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10以上のもの。

ただし、屋根、壁を有しない高さ8m以下の機械式自動車車庫(さいたま市建築基準法取扱集において工作物として取り扱うもの)は除くものとする。

(2) 駐車のために供する部分とは、自動車の駐車場所のほか、車路、通路、その他駐車場内の公衆の出入りする部分を含むものとし、従業員事務所、精算所等、駐車場関係者のみが使用する部分は除くものとする。

(3) 百貨店の駐車場について

第2章2(4)により、百貨店の駐車場部分は、百貨店の機能従属部分であるため、百貨店の床面積に含まれるが、当該駐車場部分が(1)に該当する場合は、「駐車場」として規制を受けることに留意すること。

2 解除承認の可否

指定場所ごとの禁止行為解除承認の可否は下表による。

指定場所		禁止行為		
		喫煙	裸火使用	危険物品持込み
自動車車庫 駐車場	駐車のために供する部分	×	×	—

「—」禁止行為に該当しない(解除承認不要)

「×」禁止行為に該当(解除承認不可)

第9 地下街

第9 地下街

1 指定場所の概要

(1) 地下街の定義

地下街とは、地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。

(2) 指定場所の範囲

延べ面積 1,000 m²以上の地下街の売場が指定場所となる。

なお、地下街にある飲食店等については、「第2 飲食店等」により規制すること。

(3) 準地下街の取扱い

政令別表第1(16の3)項に規定する準地下街については、本項の地下街としては扱わず、該当する他の指定場所の用途により規制すること。

2 解除承認の可否

指定場所ごとの禁止行為解除承認の可否は下表による。

指定場所		禁止行為		
		喫煙	裸火使用	危険物品 持込み
地下街	売場	×	△	△

「△」禁止行為に該当（解除承認可）

「×」禁止行為に該当（解除承認不可）

3 解除承認基準

解除承認基準は、「第3 百貨店等」の売場の例によること。

第10 高さ100m以上の建築物

第10 高さ100m以上の建築物

1 指定場所の概要

- (1) 高さ100m以上の建築物で公衆の通行の用に供する部分は、建築物の階段、エレベーター、エスカレーター、傾斜路、廊下、通路、展望コーナー及びロビー等の部分とする。
ただし、不特定多数の人が通行しない事務所又は共同住宅の専用廊下等の部分は除く。
- (2) 高さ100m以上の建築物内に、飲食店等、百貨店等、その他の指定場所の用途に供する部分が存する場合は、該当するそれぞれの指定場所の用途により規制すること。

2 解除承認の可否

指定場所ごとの禁止行為解除承認の可否は下表による。

指定場所		禁止行為		
		喫煙	裸火使用	危険物品 持込み
高さ100m以上の 建築物	公衆の通行の用に 供する部分	×	×	×

「×」禁止行為に該当（解除承認不可）

第11 車両の停車場、船舶若しくは航空機の発着場

第11 車両の停車場、船舶若しくは航空機の発着場

1 指定場所の概要

- (1) 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットホームを含む。）、バスターミナルの建築物等をいい、旅客の乗降又は待合いの用に供する部分が指定場所となる。
- (2) 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着する埠頭、航空機の発着する空港施設等をいい、旅客の乗降又は待合いの用に供する部分が指定場所となる。
- (3) 旅客の乗降又は待合いの用に供する部分に存する飲食店、区画された喫煙所等は本項の指定場所の規制対象外とする。

2 解除承認の可否

指定場所ごとの禁止行為解除承認の可否は下表による。

指定場所		禁止行為	喫煙	裸火使用	危険物品 持込み
車両の停車場、船舶若しくは航空機の発着場	旅客の乗降又は待合いの用に供する部分		—	—	△

「—」禁止行為に該当しない（解除承認不要）

「△」禁止行為に該当（解除承認可）

3 解除承認基準

指定場所および禁止行為の区分に応じた解除承認基準は下表による。

指定場所	禁止行為	解除承認基準
旅客の乗降又は待合いの用に供する部分	喫煙	禁止行為に該当しない。
	裸火使用	禁止行為に該当しない。
	危険物品持込み	1 従業員等による監視体制を講じること。 2 消火器具を次に掲げる基準により設けること。 なお、消防法に基づき設置されている消火器具が、申請行為に対して有効に使用できる場合については、新たに設置する必要はないものとする。 (1) 禁止行為の内容を勘案し、消火適応性があるものを有効な位置に配置すること。 (2) 消火能力単位は、2以上とする。 3 解除承認ができる危険物品の数量は、次によること。 (1) 危険物 危政令別表3に定める指定数量の20分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の20分の1未満（可燃性液体類のうち動植物油にあつては、4分の1未満）であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量5kgに相当する個数以下であること。

4 審査基準適用上の留意点

「高圧法の適用を除外される液化ガスの容器」とは、「高圧政令第2条第5項第8号の規定に基づく

第4章 指定場所ごとの審査基準

第11 車両の停車場、船舶若しくは航空機の発着場

高圧法の適用を除外される液化ガス」に定められているものをいい、具体的にはガスライター、ガスライターの補充用ガス容器、カートリッジボンベ、エアゾール製品等が含まれるものであること。

高圧法の適用を除外される液化ガスの容器の例

 <p>ガスライター</p>	 <p>ガスライターの 補充用ガス容器</p>	 <p>カートリッジ ボンベ</p>	 <p>エアゾール製品</p>
---	--	---	--

高圧法が適用される液化ガスの容器の例

 <p>液化石油ガス容器 (ガス質量5kg)</p>	 <p>液化石油ガス容器 (ガス質量2kg)</p>
--	--

※ 車両の停車場、船舶若しくは航空機の発着場の規制範囲においては、高圧法が適用される容器の持込みは認められない。

第5章 参考資料

第1 申請・審査手続き

第1 申請・審査手続き**1 解除承認申請**

解除承認申請は、規則第6条の規定に基づき取り扱うほか、申請要領及び申請の処理については、次によること。

- (1) 申請窓口は、申請に係る防火対象物が存する各行政区を管轄する消防署の管理指導課とする。
- (2) 解除承認申請に対する処分の標準処理期間は10日とする。ただし、当該期間は、申請が到達した日から処分の通知日までの期間とし、次に掲げる期間を除くものとする。
 - ア 土日、祝日等の消防署管理指導課の執務が行われない期間
 - イ 申請内容に不備がある場合、資料等の追加が必要な場合等の補正に要する期間
 - ウ 書類審査が完了してから現地調査を実施するまでの日程調整に要する期間
- (3) 解除承認申請は、第2章3に定める承認単位ごとに行うこと。
- (4) 申請書は、申請内容の詳細がわかる平面図や資料等を添付すること。
- (5) 申請者は、規則第6条に基づき解除承認を受けようとする者であるが、劇場等や展示場等のように施設管理者と実際の主催者が異なる場合、事前に双方（防火管理者も含む）で十分申請内容を検討すること。

2 解除承認期間

解除承認期間は、禁止行為に必要な最小限度の期間とするが、次に掲げる恒常的な行為にあつては、期間を定めず解除承認できるものとし、解除承認申請内容に変更がない限り、承認の効力は継続されるものとする。

なお、承認内容の遵守状況等については、立入検査等により確認を行うものとする。

- (1) 恒常的に火気使用設備器具等の裸火を使用する行為
- (2) 恒常的に危険物品の持込みを行う行為

3 審査及び現地調査要領

申請に基づく内容の審査及び現地調査は、次の事項について行うものとする。

- (1) 申請内容が解除承認を行う妥当性を有する行為であること。
- (2) 申請内容が必要最小限の範囲であること。
- (3) 申請に係る行為及び機器等は、資料又は実験等により明確な特性、性能及び安全性が確認できるものであること。
- (4) 関係者及び行為者が申請内容を適正に履行できるものであること。
- (5) 申請場所が消防法令又は他の防火に関する法令に適合していること。
- (6) 解除承認することにより、消防法令又は他の防火に関する法令に違反を生じないこと。
- (7) 申請に係る行為及び機器等の位置、構造等が、関係法令に定める保安基準に適合していること。
- (8) 申請内容が審査基準に適合すること。

4 審査基準の補完

申請内容が審査基準に適合している場合であっても、禁止行為の内容及び指定場所の状況に応じ、

火災予防上特に必要と認める場合は、最小限の範囲で必要な補完措置を講じさせることができるものとする。

5 現地調査の省略

次に掲げる解除承認の申請のうち、書類審査その他現地調査以外の方法により、解除承認できると認められる場合は、現地調査を省略することができる。

- (1) 喫煙のみの申請
- (2) スモークマシンの使用に伴う危険物品持込みのみの申請
- (3) その他火災予防上支障がないと認められる申請

6 解除承認（不承認）の通知

審査の結果は、規則第6条第2項に規定する禁止行為解除承認（不承認）通知書（様式第3号の2）により申請者に通知するものとする。

7 解除承認の取消し

- (1) 解除承認期間中に、次のいずれかに該当すると認められた場合には、解除承認を取り消すものとする。
 - ア 解除承認要件の内容を遵守しなかったことが判明した場合
 - イ 防火対象物又はその部分の事情変更等により、解除承認に係る事項が承認要件に適合しないと認められる場合
 - ウ その他管轄消防署長が解除承認の取消しの必要があると認める場合
- (2) 解除承認の取消しは、取消事由並びに防火対象物の消防用設備等の設置状況及び防火管理等の実情から判断して、解除承認された禁止行為の全部又は一部とすることができる。

第2 申請書記載例

第2 申請書記載例

1 劇場等における危険物品持込み（スモークマシン）

様式第2号(第6条関係)

禁止行為の解除承認申請書

① 年 月 日				
(宛先)さいたま市消防長				
住所				
② 申請者 (電話番号)				
氏名				
さいたま市火災予防条例第33条第1項の規定による指定場所における禁止行為について解除の承認を受けたいので、次のとおり申請します。				
③ 防火対象物	所在地	さいたま市〇〇1 -2-3	電話番号	048-000-0000
	名称	〇〇ホール	用途	劇場
	代表者	〇〇 〇〇		
④ 解除を受けようとする行為	種類	喫煙・裸火使用・ 危険物品持込		
	場所	舞台		
	期間	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日		
	理由	公演中の演出効果向上のため		
⑤ 責任者	内容	スモークマシン 別紙参照 (第4類第4石油類) 〇〇ml		
	住所	埼玉県〇〇市〇〇1-2-3		
	職業	舞台監督		
⑥	氏名	〇〇 〇〇		
	火災予防上の措置及び消火設備	舞台袖に粉末消火器1本設置、専従員の配置		
※ 受付欄		※ 承認欄		

添付書類

- 公演等の概要（パンフレット等）
- 進行表（機器の使用時間等が判明するもの）
- スモークマシンの仕様書、カタログ等
- 危険物品に該当することが判明する資料（安全データシート等）
- 使用場所の見取り図
(機器の設置場所、消火器の設置場所等が判明する資料)

申請書の記入要領

① 年月日	消防署に申請書を提出する年月日を記入します。
② 申請者	<p>解除を受けようとする禁止行為に関する責任者であり、防火対象物の関係者又はイベント主催者等が該当します。</p> <p>法人の場合は、原則として代表者名として、法人の所在地、法人名、代表者の職・氏名を記載します。</p>
③ 防火対象物	<p>禁止行為を行う防火対象物（建物）の情報を記載します。</p> <p>イベント主催者等が申請する場合は、防火対象物の関係者に確認の上、記載してください。</p>
④ 解除を受けようとする行為	<p>種類： 解除を受けようとする行為を選択します。</p> <p>場所： 禁止行為を行う建物内の具体的な場所を記載します。</p> <p>期間： 危険物品持込の場合、搬入から撤収までの持込期間を記載します。</p> <p>理由： 禁止行為を行う目的、理由を記載します。</p> <p>内容： 解除を受けようとする行為の具体的な内容を記載します。</p> <p>危険物品持込の場合は、危険物品の種類、量も記載します。</p> <p>※枠内に記載できない場合は、適宜別紙を添付します。</p>
⑤ 責任者	防火対象物において、実際に禁止行為を行う現地責任者の住所、職業（役職）、氏名を記載します。
⑥ 火災予防上の措置及び消火設備	<p>消火設備の配置状況、専従員の配置等について記載します。</p> <p>※枠内に記載できない場合は、適宜別紙を添付します。</p>

2 劇場等における裸火使用（煙火）

様式第2号(第6条関係)

禁止行為の解除承認申請書

年 月 日				
(宛先)さいたま市消防長				
住 所				
申請者 (電話番号)				
氏 名				
さいたま市火災予防条例第33条第1項の規定による指定場所における禁止行為について解除の承認を受けたいので、次のとおり申請します。				
防 火 対 象 物	所在地	さいたま市〇〇1 - 2 - 3	電話番号	048-000-0000
	名 称	〇〇劇場	用 途	劇場
	代表者	〇〇 〇〇		
解 除 を 受 け よ う と す る 行 為	種 類	喫煙・裸火使用・危険物品持込		
	場 所	〇〇ホール 舞台		
	期 間	公演日時を記入		
	理 由	演出用として使用するため。		
	内 容	別紙参照		
責 任 者	住 所	埼玉県〇〇市〇〇1 - 2 - 3		
	職 業	舞台監督		
	氏 名	〇〇 〇〇		
火災予防上の措置及び消火設備	舞台袖に粉末消火器1本設置、専従員の配置			
※ 受 付 欄	※ 承 認 欄			

<p>添付書類</p> <p><input type="checkbox"/> 公演等の概要（パンフレット等）</p> <p><input type="checkbox"/> 進行表（機器の使用時間等が判明するもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 火災発生時の対応要領、安全対策等</p> <p><input type="checkbox"/> 機器の仕様書、カタログ等（火薬量、燃料消費量、火炎等の規模、飛散範囲、設置方法、使用方法等が判明する資料）</p> <p><input type="checkbox"/> 危険物品に該当することが判明する資料（安全データシート等、火薬明細書）</p> <p><input type="checkbox"/> 使用場所の見取り図</p> <p style="padding-left: 20px;">（機器の設置場所、周囲の可燃物の状況、観客・演技者の配置、燃料等の保管場所、消火器の設置場所等が判明する資料）</p>
--

3 飲食店等における危険物品持込み（カセットボンベ）

様式第2号(第6条関係)

禁止行為の解除承認申請書

年 月 日				
(宛先)さいたま市消防長				
住 所				
申請者 (電話番号)				
氏 名				
さいたま市火災予防条例第33条第1項の規定による指定場所における禁止行為について解除の承認を受けたいので、次のとおり申請します。				
防 火 対 象 物	所在地	さいたま市〇〇1 -2-3	電話番号	048-000-0000
	名 称	居酒屋〇〇	用 途	飲食店
	代表者	〇〇 〇〇		
解 除 を 受 け よ う と す る 行 為	種 類	喫煙・裸火使用・ 危険物品持込		
	場 所	〇階 客席		
	期 間	恒常的 ※(時期が定まっている場合は、具体的に記入)		
	理 由	カセットコンロで料理を提供するため。		
	内 容	LPガスカセットボンベ 250ml×〇〇本		
責 任 者	住 所	埼玉県〇〇市〇〇1-2-3		
	職 業	店長		
	氏 名	〇〇 〇〇		
火災予防上の措置及び消火設備	店内に粉末消火器を設置、従業員による監視			
※ 受 付 欄	※ 承 認 欄			

<p>添付書類</p> <p><input type="checkbox"/> 使用場所の見取り図 (店内レイアウト、消火器の設置場所、カセットボンベの保管場所が判明する資料)</p>
--

第3 関係法令

第3 関係法令

1 条例 抜粋

(喫煙等)

第33条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は客席
 - (2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（以下「百貨店等」という。）の売場又は展示部分
 - (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲
 - (4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所
- 2 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。
- 3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。
- (1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。）
- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。
- 5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。
- 6 前項の喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。た

だし、消防長が、当該場所の利用状況等から判断して、火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- 7 第1項の消防長の指定する場所の関係者は、当該場所で喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。

(がん具用煙火)

第36条 がん具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

- 2 がん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。
- 3 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第91条第2号で定める数量の5分の1以上同号で定める数量以下のがん具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防火処理を施した覆いをしなければならない。

別表第8 (第51条、第52条、第52条の2、第67条関係)

品名	数量	
綿花類	200kg	
木毛及びかんなくず	400kg	
ぼろ及び紙くず	1,000kg	
糸類	1,000kg	
わら類	1,000kg	
再生資源燃料	1,000kg	
可燃性固体類	3,000kg	
石炭・木炭類	10,000kg	
可燃性液体類	2 m ³	
木材加工品及び木くず	10 m ³	
合成樹脂類	発泡させたもの	20 m ³
	その他のもの	3,000kg

備考

- 1 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- 2 ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの(動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。)をいう。
- 3 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸(糸くずを含む。)及び繭をいう。
- 4 わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- 5 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- 6 可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの(1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。)をいう。
- ア 引火点が40度以上100度未満のもの
- イ 引火点が70度以上100度未満のもの

- ウ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもの
 エ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの
- 7 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- 8 可燃性液体類とは、法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の総務省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品(1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。)で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。
- 9 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず(不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。)をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

2 規則 抜粋

(標識、標示等の寸法、色等)

第5条 条例第13条の2第1項及び第3項、第18条第1項第7号及び第3項、第18条の2第2項、第19条第2項及び第3項、第20条第2項及び第4項、第24条第3号、第33条第2項及び第3項第2号、第42条第2項第1号、第51条第3項、第52条第2項第1号並びに第59条第4号に規定する標識、標示、掲示板、表示板及び満員札の寸法等は、別表によるものとする。

標識の種類	規制事項	寸法		色	
		幅cm	長さcm	地	文字
根拠条文					
第33条第2項	「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込厳禁」と表示した標識	25以上	50以上	赤 (条例)	白 (条例)
第33条第3項第2号	「喫煙所」と表示した標識	30以上	10以上	白	黒

(禁止行為の解除申請)

第6条 条例第33条第1項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、禁止行為の解除承認申請書(様式第2号)及び禁止行為の解除承認申請追加書(様式第3号)により申請するものとする。

2 消防長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その旨を禁止行為解除承認(不承認)通知書(様式第3号の2)により申請者に通知するものとする。

(がん具用煙火の適用範囲)

第7条 条例第36条の規定の適用を受けるがん具用煙火は、火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)の適用を除外されたものとする。

様式第2号(第6条関係)

禁止行為の解除承認申請書

年 月 日			
(宛先)さいたま市消防長			
住 所 申請者 (電話番号) 氏 名			
さいたま市火災予防条例第33条第1項の規定による指定場所における禁止行為について解除の承認を受けたいので、次のとおり申請します。			
防 火 対 象 物	所在地		電話番号
	名 称		用 途
	代表者		
解 除 を 受 け よ う と す る 行 為	種 類	喫煙・裸火使用・危険物品持込	
	場 所		
	期 間		
	理 由		
	内 容		
責 任 者	住 所		
	職 業		
	氏 名		
火災予防上の措置及び消火設備			
※ 受 付 欄		※ 承 認 欄	

備考

- 1 申請者が法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 内容欄は、火気使用設備の概要、熱源、量等を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 使用場所の見取図を添付すること。
- 5 同一防火対象物に2以上の解除を受けようとする行為がある場合には、禁止行為の解除承認申請追加書(様式第3号)に必要な事項を記入して添付すること。

様式第3号(第6条関係)

禁止行為の解除承認申請追加書

解除を受けようとする行為	種 類	喫煙・裸火使用・危険物品持込
	場 所	
	期 間	
	理 由	
	内 容	
責 任 者	住 所	
	職 業	
	氏 名	
火災予防上の措置及び消火設備		
解除を受けようとする行為	種 類	喫煙・裸火使用・危険物品持込
	場 所	
	期 間	
	理 由	
	内 容	
責 任 者	住 所	
	職 業	
	氏 名	
火災予防上の措置及び消火設備		

様式第3号の2（第6条関係）

禁止行為解除承認（不承認）通知書

第 号

年 月 日

様

さいたま市消防長 印

年 月 日付けで申請のあった禁止行為の解除承認申請について審査し

た結果、当該申請を 承認 とします。通知します。
不承認

- 1 申請場所・施設名
- 2 理由（不承認の場合のみ記入）

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 規程 抜粋

(喫煙等の禁止場所の指定)

第15条 条例第33条第1項の規定により消防長が指定する場所は、防火対象物又はその部分で次に掲げるものとする。

(1) 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んではない場所

ア 劇場、映画館又は演芸場の客席及び舞台

イ 観覧場の舞台及び客席（喫煙にあつては、屋外の客席及びすべての床が不燃材料でつくられた客席を除く。）

ウ 公会堂又は集会場の舞台及び客席（喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。）

エ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店の舞台

オ 床面積の合計が1,000平方メートル以上の百貨店等の売場及び通常顧客の出入りする部分（喫煙にあつては、食堂部分で喫煙設備のある場所を除く。）

カ 屋内展示場で公衆の出入りする部分

キ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲（裸火の使用にあつては、日常的に用いられる火を使用する設備及び器具並びに宗教的行事等で用いられるものを、喫煙及び危険物品の持込みにあつては、住宅の用に供する部分を除く。）

ク 旅館、ホテル又は宿泊所で催物の行われる部分

ケ 映画スタジオ又はテレビスタジオの撮影用セットを設ける部分

コ 自動車車庫又は駐車場で、次に該当するもの（危険物品の持込みについては除く。）

(ア) 駐車のに供する部分の床面積が地階又は2階以上の階にあつては200平方メートル以上、1階にあつては500平方メートル以上、屋上部分にあつては300平方メートル以上のもの

(イ) 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10以上のもの

サ 延べ面積1,000平方メートル以上の地下街の売場（飲食店を除く。）

シ 高さ100メートル以上の建築物で公衆の通行の用に供する部分

(2) 危険物品を持ち込んではない場所

ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（前号アからウまでに掲げる場所を除く。）の公衆の出入りする部分

イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店で、公衆の出入りする部分の床面積の合計が100平方メートル以上のもの

ウ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場で、旅客の乗降又は待合いの用に供する部分

(危険物品)

第16条 条例第33条第1項に規定する火災予防上危険な物品は、次に掲げるものとする。ただし、通常携帯する軽易なものを除く。

(1) 法別表第1に掲げる危険物

- (2) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1号に掲げる可燃性ガス
- (3) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に掲げる火薬類及び第2項に掲げるがん具煙火
- (4) 条例別表第8に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類

4 法 抜粋

第2条 この法律の用語は左の例による。

⑦ 危険物とは、別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

別表第一（第2条、第10条、第11条の4関係）

類別	性質	品名
第一類	酸化性固体	1 塩素酸塩類 2 過塩素酸塩類 3 無機過酸化物 4 亜塩素酸塩類 5 臭素酸塩類 6 硝酸塩類 7 よう素酸塩類 8 過マンガン酸塩類 9 重クロム酸塩類 10 その他のもので政令で定めるもの 11 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第二類	可燃性固体	1 硫化りん 2 赤りん 3 硫黄 4 鉄粉 5 金属粉 6 マグネシウム 7 その他のもので政令で定めるもの 8 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 9 引火性固体
第三類	自然発火性物質 及び禁水性物質	1 カリウム 2 ナトリウム 3 アルキルアルミニウム 4 アルキルリチウム 5 黄りん 6 アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く。）及びアルカリ土類金属 7 有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。） 8 金属の水素化物

		9 金属のりん化合物 10 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 11 その他のもので政令で定めるもの 12 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第四類	引火性液体	1 特殊引火物 2 第一石油類 3 アルコール類 4 第二石油類 5 第三石油類 6 第四石油類 7 動植物油類
第五類	自己反応性物質	1 有機過酸化物 2 硝酸エステル類 3 ニトロ化合物 4 ニトロソ化合物 5 アゾ化合物 6 ジアゾ化合物 7 ヒドラジンの誘導体 8 ヒドロキシルアミン 9 ヒドロキシルアミン塩類 10 その他のもので政令で定めるもの 11 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第六類	酸化性液体	1 過塩素酸 2 過酸化水素 3 硝酸 4 その他のもので政令で定めるもの 5 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの

備考

- 一 酸化性固体とは、固体（液体（1気圧において、温度20度で液状であるもの又は温度20度を超え40度以下の間において液状となるものをいう。以下同じ。）又は気体（1気圧において、温度20度で気体状であるものをいう。）以外のものをいう。以下同じ。）であって、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は衝撃に対する敏感性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- 二 可燃性固体とは、固体であって、火炎による着火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
- 三 鉄粉とは、鉄の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 四 硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、備考第2号に規定する性状を示すものとみなす。

- 五 金属粉とは、アルカリ金属、アルカリ土類金属、鉄及びマグネシウム以外の金属の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 六 マグネシウム及び第二類の項第八号の物品のうちマグネシウムを含有するものにあつては、形状等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 七 引火性固体とは、固形アルコールその他1気圧において引火点が40度未満のものをいう。
- 八 自然発火性物質及び禁水性物質とは、固体又は液体であつて、空气中での発火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は水と接触して発火し、若しくは可燃性ガスを発生する危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- 九 カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、前号に規定する性状を示すものとみなす。
- 十 引火性液体とは、液体（第三石油類、第四石油類及び動植物油類にあつては、1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。）であつて、引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
- 十一 特殊引火物とは、ジエチルエーテル、二硫化炭素その他1気圧において、発火点が100度以下のもの又は引火点が零下20度以下で沸点が40度以下のものをいう。
- 十二 第一石油類とは、アセトン、ガソリンその他1気圧において引火点が21度未満のものをいう。
- 十三 アルコール類とは、1分子を構成する炭素の原子の数が1個から3個までの飽和一価アルコール（変性アルコールを含む。）をいい、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 十四 第二石油類とは、灯油、軽油その他1気圧において引火点が21度以上70度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 十五 第三石油類とは、重油、クレオソート油その他1気圧において引火点が70度以上200度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 十六 第四石油類とは、ギヤ油、シリンダー油その他1気圧において引火点が200度以上250度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 十七 動植物油類とは、動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものであつて、1気圧において引火点が250度未満のものをいい、総務省令で定めるところにより貯蔵保管されているものを除く。
- 十八 自己反応性物質とは、固体又は液体であつて、爆発の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は加熱分解の激しさを判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- 十九 第五類の項第11号の物品にあつては、有機過酸化物を含有するもののうち不活性の固体を含有するもので、総務省令で定めるものを除く。
- 二十 酸化性液体とは、液体であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- 二十一 この表の性質欄に掲げる性状の2以上を有する物品の属する品名は、総務省令で定める。

5 政令 抜粋

第8条 防火対象物が次に掲げる当該防火対象物の部分で区画されているときは、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。

- 一 開口部のない耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）の床又は壁
- 二 床、壁その他の建築物の部分又は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（防火戸その他の総務省令で定めるものに限る。）のうち、防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたもの（前号に掲げるものを除く。）

6 危政令 抜粋

（危険物の指定数量）

第1条の11 法第9条の4の政令で定める数量（以下「指定数量」という。）は、別表第三の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量欄に定める数量とする。

別表第三（第1条の11関係）

類別	品名	性質	指定数量
第一類		第一種酸化性固体	50kg
		第二種酸化性固体	300kg
		第三種酸化性固体	1,000kg
第二類	硫化りん		100kg
	赤りん		100kg
	硫黄		100kg
		第一種可燃性固体	100kg
	鉄粉		500kg
		第二種可燃性固体	500kg
	引火性固体		1,000kg
第三類	カリウム		10kg
	ナトリウム		10kg
	アルキルアルミニウム		10kg
	アルキルリチウム		10kg
		第一種自然発火性物質及び禁水性物質	10kg
	黄りん		20kg
		第二種自然発火性物質及び禁水性物質	50kg
		第三種自然発火性物質及び禁水性物質	300kg

第四類	特殊引火物		50ℓ
	第一石油類	非水溶性液体	200ℓ
		水溶性液体	400ℓ
	アルコール類		400ℓ
	第二石油類	非水溶性液体	1,000ℓ
		水溶性液体	2,000ℓ
	第三石油類	非水溶性液体	2,000ℓ
		水溶性液体	4,000ℓ
第四石油類		6,000ℓ	
動植物油類		10,000ℓ	
第五類		第一種自己反応性物質	10kg
		第二種自己反応性物質	100kg
第六類			300kg

備考

- 一 第一種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあつては次のイに掲げる性状を示すもの、その他の物品にあつては次のイ及びロに掲げる性状を示すものであることをいう。
 - イ 臭素酸カリウムを標準物質とする第1条の3第2項の燃焼試験において同項第2号の燃焼時間が同項第1号の燃焼時間と等しいか若しくはこれより短いこと又は塩素酸カリウムを標準物質とする同条第6項の落球式打撃感度試験において試験物品と赤りんとの混合物の爆発する確率が50%以上であること。
 - ロ 第1条の3第1項に規定する大量燃焼試験において同条第3項第2号の燃焼時間が同項第1号の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと及び同条第7項の鉄管試験において鉄管が完全に裂けること。
- 二 第二種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあつては次のイに掲げる性状を示すもの、その他の物品にあつては次のイ及びロに掲げる性状を示すもので、第一種酸化性固体以外のものであることをいう。
 - イ 第1条の3第1項に規定する燃焼試験において同条第2項第2号の燃焼時間が同項第1号の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと及び同条第5項に規定する落球式打撃感度試験において試験物品と赤りんとの混合物の爆発する確率が50%以上であること。
 - ロ 前号ロに掲げる性状
- 三 第三種酸化性固体とは、第一種酸化性固体又は第二種酸化性固体以外のものであることをいう。
- 四 第一種可燃性固体とは、第1条の4第2項の小ガス炎着火試験において試験物品が3秒以内に着火し、かつ、燃焼を継続するものであることをいう。
- 五 第二種可燃性固体とは、第一種可燃性固体以外のものであることをいう。
- 六 第一種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第1条の5第2項の自然発火性試験において試験物品が発火するもの又は同条第五項の水との反応性試験において発生するガスが発火するものであることをいう。
- 七 第二種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第1条の5第2項の自然発火性試験において試験物品がろ紙を焦がすもの又は同条第五項の水との反応性試験において発生するガスが着火するもので、第一種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。
- 八 第三種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第一種自然発火性物質及び禁水性物質又は第二種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。

- 九 非水溶性液体とは、水溶性液体以外のものであることをいう。
- 十 水溶性液体とは、1気圧において、温度20度で同容量の純水と緩やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後も当該混合液が均一な外観を維持するものであることをいう。
- 十一 第一種自己反応性物質とは、孔径が9mmのオリフィス板を用いて行う第1条の7第5項の圧力容器試験において破裂板が破裂するものであることをいう。
- 十二 第二種自己反応性物質とは、第一種自己反応性物質以外のものであることをいう。

7 危省令 抜粋

(表示)

第44条 令第29条第2号の規定により、運搬容器の外部に行う表示は、次のとおりとする。

- 一 危険物の品名、危険等級及び化学名並びに第四類の危険物のうち水溶性の性状を有するものにあつては「水溶性」
 - 二 危険物の数量
 - 三 収納する危険物に応じ、次に掲げる注意事項
 - イ 第一類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物又はこれ含有するものにあつては「火気・衝撃注意」、「可燃物接触注意」及び「禁水」、その他のものにあつては「火気・衝撃注意」及び「可燃物接触注意」
 - ロ 第二類の危険物のうち鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含有するものにあつては「火気注意」及び「禁水」、引火性固体にあつては「火気厳禁」、その他のものにあつては「火気注意」
 - ハ 自然発火性物品にあつては「空気接触厳禁」及び「火気厳禁」、禁水性物品にあつては「禁水」
 - ニ 第四類の危険物にあつては「火気厳禁」
 - ホ 第五類の危険物にあつては「火気厳禁」及び「衝撃注意」
 - ヘ 第六類の危険物にあつては「可燃物接触注意」
- 2 前項の規定にかかわらず、第一類、第二類又は第四類の危険物（危険等級Ⅰの危険物を除く。）の運搬容器で、最大容積が500ml以下のものについては、同項第1号及び第3号の表示についてそれぞれ危険物の通称名及び同号に掲げる表示と同一の意味を有する他の表示をもって代えることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第四類の危険物に該当する化粧品（エアゾールを除く。）の運搬容器で、最大容積が150ml以下のものについては第1項第1号及び第3号に掲げる表示をすることを要せず、最大容積が150mlを超え300ml以下のものについては同項第1号に掲げる表示をすることを要せず、かつ、同項第3号の注意事項について同号に掲げる表示と同一の意味を有する他の表示をもって代えることができる。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第四類の危険物に該当するエアゾールの運搬容器で最大容積が300ml以下のものについては、第1項第1号に掲げる表示をすることを要せず、かつ、同項第3号の注意事項について同号に掲げる表示と同一の意味を有する他の表示をもって代えることができる。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第四類の危険物のうち動植物油類の運搬容器で最大容積が2.20以下のものについては、第1項第1号及び第3号の表示についてそれぞれ危険物の通称名及び同号に掲げ

る表示と同一の意味を有する他の表示をもって代えることができる。

- 6 機械により荷役する構造を有する運搬容器の外部に行う表示は、第1項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。
 - 一 運搬容器の製造年月及び製造者の名称
 - 二 第43条第4項第2号ただし書の告示で定める容器以外の容器にあつては、積み重ね試験荷重
 - 三 運搬容器の種類に応じ、次に掲げる重量
 - イ フレキシブル以外の運搬容器 最大総重量（最大収容重量の危険物を収納した場合の運搬容器の全重量をいう。）
 - ロ フレキシブルの運搬容器 最大収容重量
 - 四 前3号に規定するもののほか、運搬容器の外部に行う表示に関し必要な事項は、告示で定める。
- 7 運搬容器を他の容器に収納し、又は包装して運搬する場合であつて、その外部に前各項の規定に適合する表示を行うときは、これらの規定にかかわらず、当該運搬容器にこれらの規定による表示を行わないことができる。

8 建基法 抜粋

(用語の定義)

第2条

七 耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

九 不燃材料 建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ その主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分以外の部分（以下「特定主要構造部」という。）が、(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 耐火構造であること。

(2) 次に掲げる性能（外壁以外の特定主要構造部にあっては、(i)に掲げる性能に限る。）に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。

(i) 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

(i i) 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。第27条第1項において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を有すること。

9 建基政令 抜粋

(用語の定義)

第1条 この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

五 準不燃材料 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間第108条の2各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第1号及び第2号）に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

六 難燃材料 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後5分間第108条の2各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第1号及び第2号）に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

(防火区画)

第112条 法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）又は第136条の2第1号ロ若しくは第2号ロに掲げる基準に適合する建築物で、延べ面積（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの設けた部分の床面積の2分の1に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）が1,500㎡を超えるものは、床面積の合計（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの設けた部分の床面積の2分の1に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）1,500㎡以内ごとに一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第109条に規定する防火設備であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分でその用途上やむを得ないものについては、この限りでない。

- 一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客席、体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分
- 二 階段室の部分等（階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）をいう。第14項において同じ。）で一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの

20 給水管、配電管その他の管が第1項、第4項から第6項まで若しくは第18項の規定による一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁、第7項若しくは第10項の規定による耐火構造の床若しくは壁、第11項本文若しくは第16項本文の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は同項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、袖壁その他これらに類するもの（以下この条において「準耐火構造の防火区画」という。）を貫通する場合においては、当該管と準耐火構造の防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。

21 換気、暖房又は冷房の設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合（国土交通大臣が防火上支障がないと認めて指定する場合を除く。）においては、当該風道の準耐火構造の防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、特定防火設備（法第2条第9号の2ロに規定する防火設備によって区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあつては、同号ロに規定する防火設備）であつて、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを国土交通大臣が定める方法により設けなければならない。

- 一 火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖すること。
- 二 閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。

10 火取法 抜粋

(定義)

第2条 この法律において「火薬類」とは、左に掲げる火薬、爆薬及び火工品をいう。

一 火薬

- イ 黒色火薬その他硝酸塩を主とする火薬
- ロ 無煙火薬その他硝酸エステルを主とする火薬
- ハ その他イ又はロに掲げる火薬と同等に推進的爆発の用途に供せられる火薬であつて経済産業省令で定めるもの

二 爆薬

- イ 雷こう、アジ化鉛その他の起爆薬
- ロ 硝安爆薬、塩素酸カリ爆薬、カーリットその他硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬
- ハ ニトログリセリン、ニトログリコール及び爆発の用途に供せられるその他の硝酸エステル
- ニ ダイナマイトその他の硝酸エステルを主とする爆薬
- ホ 爆発の用途に供せられるトリニトロベンゼン、トリニトロトルエン、ピクリン酸、トリニトロクロロベンゼン、テトリル、トリニトロアニソール、ヘキサニトロジフェニルアミン、トリメチレントリニトロアミン、ニトロ基を三以上含むその他のニトロ化合物及びこれらを主とする爆薬
- ヘ 液体酸素爆薬その他の液体爆薬
- ト その他イからへまでに掲げる爆薬と同等に破壊的爆発の用途に供せられる爆薬であつて経済産業省令で定めるもの

三 火工品

- イ 工業雷管、電気雷管、銃用雷管及び信号雷管
- ロ 実包及び空包
- ハ 信管及び火管
- ニ 導爆線、導火線及び電気導火線
- ホ 信号焰管及び信号火せん
- ヘ 煙火その他前2号に掲げる火薬又は爆薬を使用した火工品（経済産業省令で定めるものを除く。）

2 この法律において「がん具煙火」とは、がん具として用いられる煙火その他のこれに類する煙火であつて、経済産業省令で定めるものをいう。

11 火取省令 抜粋

第1条の5 法第2条第2項に規定するがん具煙火は、次の各号に掲げるものとする。

一 がん具として用いられる煙火

- イ 炎、火の粉又は火花を出すことを主とするもの
 - (1) 吹出し、スモルトーチ、噴火山その他の筒物、すすきその他柄付きの筒物又は球物であつて、火薬15g以下のもの
 - (2) 朝顔その他の炎を出す柄付きのより物であつて、火薬10g以下のもの

- (3) 銀波その他のひも付きのより物であって、火薬10g以下のもの
- (4) スパークラーその他の光輝のある火の粉を出す柄付きのねり物であって、火薬が露出しているもののうち、火薬10g（鉄粉を30%以上含んでいるものにあつては、火薬15g）以下のもの
- (5) サーチライト、コメットその他の柄付きのねり物であって、紙に包まれたもののうち、火薬10g以下のもの
- (6) 線香火花その他の火花を出す柄付きのより物又は火薬が露出しているねり物であって、火薬0.5g以下のもの
- ロ 回転することを主とするもの
 - (1) ピンホイールその他の円盤の周囲に火薬を紙で包んだ管を巻き付けたものであつて、火薬4g（爆発音を出すものにあつては、火薬3.9g）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下のもの
 - (2) サキソソンの筒又は板の端に筒物を装着したものであつて、火薬4g（爆発音を出すものにあつては、火薬3.9g）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下のもの
 - (3) ヨーヨーその他の円盤又は板に輪形のより物をはり付けたものであつて、火薬1g（爆発音を出すものにあつては、火薬0.9g）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下のもの
- ハ 走行することを主とするもの
 - (1) 金魚その他の水上を走行する筒物であつて、火薬2g以下のもの
 - (2) 小笛その他の笛音を出す筒物であつて、火薬0.5g以下、爆薬（笛音を出すためのものに限る。）1.5g以下のもの
 - (3) ケーブルカーその他の糸を通す筒等を装着した筒物であつて、火薬1.5g以下のもの
 - (4) 花車その他の紡錘形又は輪形のより物であつて、火薬1g（爆発音を出すものにあつては、火薬0.9g）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下のもの
 - (5) 爆龍その他の火薬を紙で包んで折りたたんだものであつて、火薬1g以下のもの
- ニ 飛ばしようにすることを主とするもの
 - (1) 笛ロケットその他の笛音を出す尾付きの筒物であつて、火薬0.5g以下、爆薬（笛音を出すためのものに限る。）2g以下のもの
 - (2) 流星その他の尾付きの筒物であつて、火薬2g（爆発音を出すものにあつては、火薬1.9g）以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.3g（硫化ヒ素を含むものにあつては、爆薬0.1g）以下のもの
 - (3) 人工衛星その他の板に筒物を装着し、回転上昇するものであつて、火薬1.5g以下のもの
- ホ 打ち揚げることを主とするもの
 - (1) 乱玉その他の星を打ち揚げる筒物であつて、単発式のもののうち、火薬10g以下のもの又は筒の内径が1cm以下の連発式のもののうち、火薬15g以下のもの
 - (2) パラシュートその他の内筒に入れた放出物を打ち揚げる筒物であつて、火薬10g以下のもの
- ヘ 爆発音を出すことを主とするもの
 - (1) スモーククラッカーであつて、火薬1g以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下のもの（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発火するものを除く。）及びファイヤークラッカーその他の点火によって爆発音を出す筒物（スモーククラッカーを除く。）であつて、その筒の

- 外径が4mm以下のもののうち、火薬1g以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.05g以下のもの（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発火するものを除く。）
- (2) クラッカーボールであって、直径1cm以下、重量1g以下のもののうち、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.08g以下のもの
- (3) クリスマスクラッカーその他の摩擦によって爆発音を出す小形の筒物を内部に装着し、その爆発により軽量の紙テープ等を放出するものであって、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.05g以下のもの
- (4) 平玉であって、その一粒が直径4.5mm以下、高さ1mm以下のもののうち、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.01g以下のもの及び巻玉であって、その一粒が直径3.5mm以下、高さ0.7mm以下のもののうち、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.004g以下のもの
- (5) 爆竹（点火によって爆発音を出す筒物であって筒の外径が4mm以下のものを連結したもののうち、その本数が20本以下のものに限る。）であって、その1本が火薬1g以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.05g以下のもの
- ト 煙を出すことを主とするもの
煙幕その他の筒物又は球物であって、火薬15g以下のもの
- チ その他
へび玉であって、火薬5g以下のもの
- 二 削除
- 三 始発筒であって、火薬15g以下のもの
- 四 火災警報用又は盗難防止用として用いられる煙火であって、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.18g以下のもの
- 五 気密試験用として用いられる発煙火工品であって、火薬15g以下のもの
- 六 経済産業大臣が告示で定める緊急保安炎筒であって、火薬150g以下のもの
- 七 経済産業大臣が告示で定める模型ロケットに用いられる噴射推進器（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）であって、火薬20g以下のもの
- 八 前号に定める模型ロケットに用いられる点火具であって、火薬0.1g以下のもののうち、経済産業大臣が告示で定めるもの
- 九 経済産業大臣が告示で定める内容物盗用防止装置付きかばんに用いられる発煙火工品（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）であって、爆薬125g以下のもの

（無許可消費数量）

第49条 法第25条第1項ただし書の規定により許可を受けないで消費することのできる火薬類の用途及び数量は、次の各号によるものとする。

- 四 信号又は観賞の用に供するために煙火を消費する場合には、同一の消費地において1日につき直径14cm以下の球状の打揚煙火75個以下（直径6cmを超えるものの個数が25個以下であって、直径10cmを超えるものの個数が10個以下である場合に限る。）、仕掛煙火に使用する炎管200個以下、ファイヤークラッカーその他の点火によって爆発音を出す筒物（スモーククラッカーを除く。）であって火薬1g以下爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下の煙火（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発火す

るものを除く。) 300個以下、爆竹(点火によって爆発音を出す筒物を連結したものであってその本数が30本以下のものに限る。) であってその1本が火薬1g以下爆薬(爆発音を出すためのものに限る。) 0.1g以下の煙火300個以下又は競技用紙雷管無制限

四の二 映画若しくは放送番組の製作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するために煙火(打揚煙火を除く。以下この号において同じ。) を消費する場合には、同一の消費地において1日につきその原料をなす火薬若しくは爆薬50g以下の煙火85個以下(その原料をなす火薬又は爆薬15gを超えるものの個数が35個以下であって、その原料をなす火薬又は爆薬30gを超えるものの個数が5個以下である場合に限る。) 又は発煙筒、撮影用照明筒若しくは爆薬(爆発音を出すためのものに限る。) 0.1g以下の煙火無制限

12 高压法 抜粋

(適用除外)

第3条 この法律の規定は、次の各号に掲げる高压ガスについては、適用しない。

九 その他災害の発生のおそれがない高压ガスであって、政令で定めるもの

13 高压政令 抜粋

(適用除外)

第2条 [略]

5 法第3条第1項第9号の政令で定める高压ガスは、次のとおりとする。

八 内容積1ℓ以下の容器内における液化ガスであって、温度35度において圧力0.8MPa（当該液化ガスがフルオロカーボン（第4号の経済産業省令で定める可燃性の基準に適合するものに限る。）である場合にあっては、2.1MPa）以下のもののうち、経済産業大臣が定めるもの

14 一般高压ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号） 抜粋

(用語の定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 可燃性ガス アクリロニトリル、アクロレイン、アセチレン、アセトアルデヒド、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチルアミン、エチルベンゼン、エチレン、塩化エチル、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、酸化プロピレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、ブロムメチル、ベンゼン、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、硫化水素及びその他のガスであって次のイ又はロに該当するもの（フルオロカーボンであって経済産業大臣が定めるものを除く。）

イ 爆発限界（空気と混合した場合の爆発限界をいう。以下同じ。）の下限が10%以下のもの

ロ 爆発限界の上限と下限の差が20%以上のもの

15 高压ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号） 抜粋

第4条 令第2条第3項第8号の経済産業大臣が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 内容積30cm³以下の容器（当該容器に充填されたガスの化学作用によって変化しないものに限る。以下同じ。）に充填された液化ガス（毒性ガス（容器保安規則第2条第30号に規定する毒性ガスをいう。以下同じ。）を含むものを除く。）

- 三 温度35度においてゲージ圧力0.8MPa以下のものうち、毒性ガスを含まない液化ガス又は殺虫剤に用いる質量250g以下の液化ガス（クロルメチルの質量が全質量の56%以下で他の毒性ガスを含まないものに限る。）であって、次に掲げる基準に適合する状態にあるもの（前二号に掲げるものを除く。）
- イ 人体に使用するエアゾールの噴射剤は、可燃性ガス（容器保安規則第2条第29号に規定する可燃性ガス（製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年通商産業省告示第291号）第11条の2に規定するものを除く。）をいう。以下同じ。）でないこと。ただし、次のいずれかに該当するエアゾールの噴射剤を除く。
- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条の規定により厚生労働大臣の承認を得た医薬品又は医薬部外品
 - 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第3項に定める化粧品のうち、水が全質量の40%以上で、かつ、噴射剤が全質量の10%以下であって、内容物をあわ状又はねり状に噴出するもの
- ロ エアゾールにあつては温度35度においてエアゾールの体積が容器の内容積の90%以下、エアゾール以外の液化ガスにあつては容器の内容積に応じて容器保安規則第22条の規定により計算した質量以下のものであること。
- ハ 材料に鋼若しくは軽金属を使用した容器（内容物による腐食を防止するための措置を講じたものに限る。）又は内容積100cm³以下の容器（ガラス製の容器にあつては、合成樹脂等によりその内面又は外面を被覆したのものに限る。）に充填されたものであること。
- ニ 温度50度における容器内の圧力の1.5倍の圧力で変形せず、かつ、温度50度における容器内の圧力の1.8倍の圧力で破裂しない容器に充填されたものであること。ただし、圧力1.3MPaで変形せず、かつ、圧力1.5MPaで破裂しない容器に充填されたものにあつては、この限りでない。
- ホ 容器に充填された液化ガスを温度48度にしたとき、ガスが漏れないものであること。
- ヘ バルブが突出した容器には、バルブを保護する措置を講じてあるものであること。
- ト 充填する容器は、本号に規定する液化ガス又は前号に適合する液化フルオロオレフィン1234yf、液化フルオロカーボン12、液化フルオロカーボン22、液化フルオロカーボン134a、液化フルオロカーボン404A、液化フルオロカーボン407C若しくは液化フルオロカーボン507Aの容器として使用されたことのないものであること。
- チ エアゾール以外の液化ガスにあつては、次の表の上欄の容器の種類に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる表示すべき事項を、甲欄に掲げる事項にあつては容器の内容積が200cm³（当該容器が円筒形であつて、底面の直径が8cm以上、かつ、高さが7cm以下である場合にあつては、250cm³。以下同じ。）以上のものは日本産業規格Z8305に規定する16ポイント以上（平仮名の部分にあつては8ポイント以上）、200cm³未満のものは日本産業規格Z8305に規定する12ポイント以上（平仮名の部分にあつては6ポイント以上）の大きさの文字で、乙欄に掲げる事項にあつては容器の内容積が200cm³以上のものは日本産業規格Z8305に規定する八ポイント以上、200cm³未満のものは日本産業規格Z8305に規定する6ポイント以上の大きさの文字で見やすい箇所に鮮明に表示した容器に充填されたものであること。また、下欄の表示すべき事項は、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示を行うこと。さらに、甲欄の表示すべき事項にあつては、当該枠内に赤地を設け白色の文字で表示し、乙欄に掲げる事項中使用するガスの種類にあつては、赤色の文字で表示すること。ただし、輸入された液化

ガスであって通関前のものについては、この限りでない。

容器の種類	表示すべき事項	
	甲	乙
燃料容器（燃料用に可燃性ガスを充填した容器をいう。以下同じ。）であってカートリッジガスこんろ（液化石油ガスを充填した容器が部品又は附属品として取り付けられる構造の液化石油ガスこんろをいう。以下同じ。）に使用することができるもの	火気と高温に注意	高压ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。 一 こんろで炭の火をおこしたり、こんろを二台以上並べて使用しないこと。 二 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が40度以上となる所に置かないこと。 三 火の中に入れてないこと。 四 使い切って捨てること。 五 ガスを再充填しないこと。 高压ガス：使用するガスの種類
燃料容器であってカートリッジガスこんろに使用することができないもの	火気と高温に注意	高压ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。 一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が40度以上となる所に置かないこと。 二 火の中に入れてないこと。 三 使い切って捨てること。 四 ガスを再充填しないこと。 高压ガス：使用するガスの種類
燃料容器以外の容器であって可燃性ガスを充填したもの	火気と高温に注意	高压ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。 一 炎や火気の近くで使用しないこと。 二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。 三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 四 火の中に入れてないこと。 五 使い切って捨てること。 高压ガス：使用するガスの種類

<p>燃料容器以外の容器であって可燃性ガス以外のガス（特定不活性ガスを除く。）を充填したもの</p>	<p>高温に注意</p>	<p>高压ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。 一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が40度以上となる所に置かないこと。 二 火の中に入れてないこと。 三 使い切って捨てること。 高压ガス：使用するガスの種類</p>
<p>燃料容器以外の容器であって特定不活性ガスを充填したもの</p>	<p>高温に注意</p>	<p>高压ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。 一 炎や火気の近くでは注意して使用すること。 二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。 三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が40度以上となる所に置かないこと。 四 火の中に入れてないこと。 五 使い切って捨てること。 高压ガス：使用するガスの種類</p>
<p>備考</p> <p>一 「火気等」の部分は、ストーブ、ファンヒーター等製品の使用される環境に応じた具体例を表示することができる。</p> <p>二 「使用するガスの種類」の部分は、使用するガスの名称、略称又は分子式を表示することとする。</p> <p>三 「火気を使用している室内で大量に使用しないこと。」の部分は、屋外で使用されるものであって表示する枠の外に「室内で使用しないこと。」と明瞭に表示されているものにあつては、省略することができる。</p>		

リ エアゾールにあつては、次の表の上欄に掲げるエアゾールの容器の構造及び中欄に掲げるエアゾールの種類に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる表示すべき事項を、甲欄に掲げる事項にあつては容器の内容積が200cm³以上のものは日本産業規格Z8305に規定する16ポイント以上（平仮名の部分にあつては8ポイント以上）、200cm³未満のものは日本産業規格Z8305に規定する12ポイント以上（平仮名の部分にあつては6ポイント以上）の大きさの文字で、乙欄に掲げる事項にあつては容器の内容積が200cm³以上のものは日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上、200cm³未満のものは日本産業規格Z8305に規定する6ポイント以上の大きさの文字で見やすい箇所に鮮明に表示した容器に充填されたものであること。また、下欄の表示すべき事項は、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等鮮明に表示

を行うこと。さらに、甲欄の表示すべき事項にあつては、当該枠内に赤地を設け白色の文字で表示し、乙欄に掲げる事項中使用するガスの種類にあつては、赤色の文字で表示すること。また、使用中噴射剤が噴出しない構造のものにあつては、乙欄に掲げる事項中<二重構造容器につき捨て方注意>について赤色の文字を用いるとともに、末尾の事項に下線を付して表示すること。ただし、輸入されたエアゾールであつて通関前のものについては、この限りでない。

エアゾールの 容器の構造	エアゾールの種類	表示すべき事項	
		甲	乙
使用中噴射剤 が噴出する構 造のもの	火炎発生状態試験 による火炎が認め られないものであ つて、かつ、噴射 剤として可燃性ガ スを使用しないも の（特定不活性ガ スを使用している ものを除く。）	高温に注意	高压ガスを使用しており危険なため、下記の注 意を守ること。 一 高温にすると破裂の危険があるため、直射 日光の当たる所や火気等の近くなど温度が40 度以上となる所に置かないこと。 二 火の中に入れないこと。 三 使い切って捨てること。 高压ガス：使用するガスの種類
	火炎発生状態試験 による火炎が認め られないものであ つて、かつ、噴射 剤として特定不活 性ガスを使用して いるもの	高温に注意	高压ガスを使用しており危険なため、下記の注 意を守ること。 一 炎や火気の近くでは注意して使用するこ と。 二 火気を使用している室内で大量に使用しな いこと。 三 高温にすると破裂の危険があるため、直射 日光の当たる所や火気等の近くなど温度が40 度以上となる所に置かないこと。 四 火の中に入れないこと。 五 使い切って捨てること。 高压ガス：使用するガスの種類
	火炎発生状態試験 による火炎が認め られるもの又は噴 射剤として可燃性 ガスを使用してい るもの	火気と高温 に注意	高压ガスを使用した可燃性の製品であり、危険 なため、下記の注意を守ること。 一 炎や火気の近くで使用しないこと。 二 火気を使用している室内で大量に使用しな いこと。 三 高温にすると破裂の危険があるため、直射 日光の当たる所や火気等の近くなど温度が40 度以上となる所に置かないこと。 四 火の中に入れないこと。 五 使い切って捨てること。

指定場所における喫煙等の規制に関する審査基準

第5章 参考資料

第3 関係法令

			<p>高压ガス：使用するガスの種類</p>
使用中噴射剤が噴出しない構造のもの	<p>火炎発生状態試験による火炎が認められないものであって、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用しないもの</p>	<p>高温に注意</p>	<p>高压ガスを使用しており危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が40度以上となる所に置かないこと。</p> <p>二 火の中に入れてないこと。</p> <p>高压ガス：使用するガスの種類 <u><二重構造容器につき捨て方注意></u> <u>ガスが容器内に残る構造であるため、枠外に示す方法によりガスを排出してから捨てること。</u></p>
	<p>火炎発生状態試験による火炎が認められないものであって、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用しているもの</p>	<p>火気と高温に注意</p>	<p>高压ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が40度以上となる所に置かないこと。</p> <p>二 火の中に入れてないこと。</p> <p>高压ガス：使用するガスの種類 <u><二重構造容器につき捨て方注意></u> <u>ガスが容器内に残る構造であるため、火気のない通気性の良い戸外で、枠外に示す方法によりガスを排出してから捨てること。</u></p>
	<p>火炎発生状態試験による火炎が認められるものであって、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用していないもの</p>	<p>火気と高温に注意</p>	<p>高压ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。</p> <p>一 炎や火気の近くで使用しないこと。</p> <p>二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。</p> <p>三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が40度以上となる所に置かないこと。</p> <p>四 火の中に入れてないこと。</p> <p>高压ガス：使用するガスの種類 <u><二重構造容器につき捨て方注意></u> <u>ガスが容器内に残る構造であるため、使い切った後、枠外に示す方法によりガスを排出してから捨てること。</u></p>
	<p>火炎発生状態試験による火炎が認め</p>	<p>火気と高温に注意</p>	<p>高压ガスを使用した可燃性の製品であり、危険なため、下記の注意を守ること。</p>

	<p>られるものであつて、かつ、噴射剤として可燃性ガスを使用しているもの</p>		<p>一 炎や火気の近くで使用しないこと。 二 火気を使用している室内で大量に使用しないこと。 三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が40度以上となる所に置かないこと。 四 火の中に入れていないこと。 高圧ガス：使用するガスの種類 <二重構造容器につき捨て方注意> <u>ガスが容器内に残る構造であるため、使い切った後、火気のない通気性の良い戸外で、枠外に示す方法によりガスを排出してから捨てること。</u></p>
<p>備考</p> <p>一 火炎発生状態試験は、日本産業規格S 3 3 0 1エアゾール等製品の試験方法によることとする。</p> <p>二 「火気等」の部分は、ストーブ、ファンヒーター等製品の使用される環境に応じた具体例を表示することができる。</p> <p>三 「使用するガスの種類」の部分は、使用するガスの名称、略称又は分子式を表示することとする。</p> <p>四 「火気を使用している室内で大量に使用しないこと。」の部分は、屋外で使用されるエアゾールであつて表示する枠の外に「室内で使用しないこと。」と明瞭に表示されているものにあつては、省略することができる。</p>			

- ヌ 使用中噴射剤が噴出しない構造の容器に充填されたエアゾールにあつては、使用後当該噴射剤を当該容器から容易に排出することができる構造のものに充填されたものであること。
- ル 使用中噴射剤が噴出しない構造の容器（輸入液化ガスにあつては、通関後のものをいう。）にあつては、見やすい箇所に適切な排出方法を鮮明に表示したものであること。